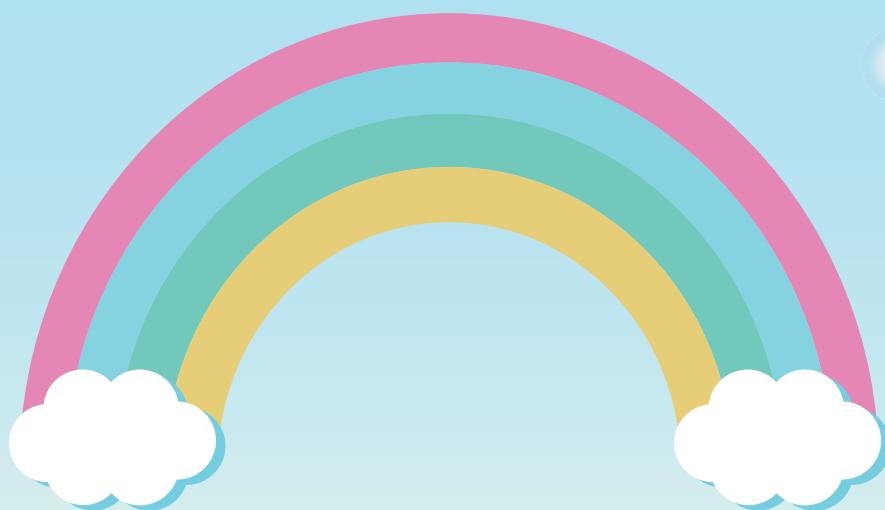


壬生町こども計画

(令和7年度～令和11年度)

一人ひとりに寄り添い、希望を未来につなぐ 壬生町



令和7年3月

壬 生 町

はじめに

本町では、令和2年3月に「第2期壬生町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域のこども・子育て支援の充実を進めるとともに、児童虐待防止対策や相談支援等のさらなる推進に向け、様々な角度から子育て支援施策を展開してまいりました。中でも、令和6年度からは、子育て世帯への切れ目ない支援を行うため、壬生町こども家庭センターを開設し、こどもや妊産婦、その家族を取り巻く問題への包括的な対応に取り組んできました。



この間、国では、貧困、虐待、いじめ、ヤングケアラーなどのこどもを取り巻く状況や、若い世代が将来展望を描けない状況、また少子化の進行に歯止めがかからないことなどを踏まえ、こどもに関する取り組みや施策を社会全体で実施して行くための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には、国のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

この度、「第2期壬生町子ども・子育て支援事業計画」が終了することに伴い、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、少子化対策やこども・若者育成支援、こどもの貧困対策など、こども施策を総合的に推進し、こども・子育て支援の更なる充実を図るため、新たに「壬生町こども計画」を策定いたしました。

本計画につきましては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、実効性のあるものとするのが大切であることから、こどもや子育て当事者の意見を聴取し、意見を取り入れながら策定を進めてまいりました。

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援、誰一人取り残すことのない支援、未来に希望が持てる社会の形成といった視点を大切にし、本計画の基本理念である「一人ひとりに寄り添って、希望を未来につなぐ 壬生町」の実現に向け、こども施策を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和7年3月

壬生町長 小 菅 一 弥

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	4
1 統計からみた本町の現状	4
2 子ども・子育てに関するアンケート調査の結果概要	11
3 町長とホッと子育てトークの概要.....	28
4 子育て支援サービスなどの状況.....	29
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	35
1 計画の基本理念	35
2 基本目標.....	36
3 教育・保育提供区域の設定	37
4 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える環境整備.....	39
基本目標2 こども・若者の希望の実現に向けた取組の推進.....	48
基本目標3 喜びのある子育てに向けた取組の推進	51
基本目標4 配慮が必要なこども・家庭への支援の充実	73
基本目標5 地域で寄り添う子育て支援と安全・安心の推進.....	81
第5章 計画の推進.....	87
1 計画の推進体制	87
2 点検・評価.....	88
資料編	89
1 壬生町子ども・子育て会議条例.....	89
2 壬生町子ども・子育て会議委員名簿.....	91
3 壬生町こども計画策定の経緯	92

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子化・核家族化等の進展とともに、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、子育てに対する不安や悩み、孤立、虐待など、さまざまな問題が発生しています。

子育てについては、保護者が第一義的責任を有することを前提としながら、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることや、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように支援をしていくことが重要となります。

また、日本における子どもの貧困率は先進諸国と比較しても決して低い状況ではなく、令和4年の国民生活基礎調査によると、日本の子どもの相対的貧困率（子ども（17歳以下）の全人数に対する貧困線未満の人数の比率）は11.5%で、日本の子どもの約9人に1人が貧困状態にあるとされています。生まれ育った環境で将来を左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等に一層取り組んでいく必要があります。

経済的な安定や結婚、出産、子育ての希望を実現できる環境を整え、人々の意識を変えていくことで、少子化や人口減少を克服していかなければなりません。

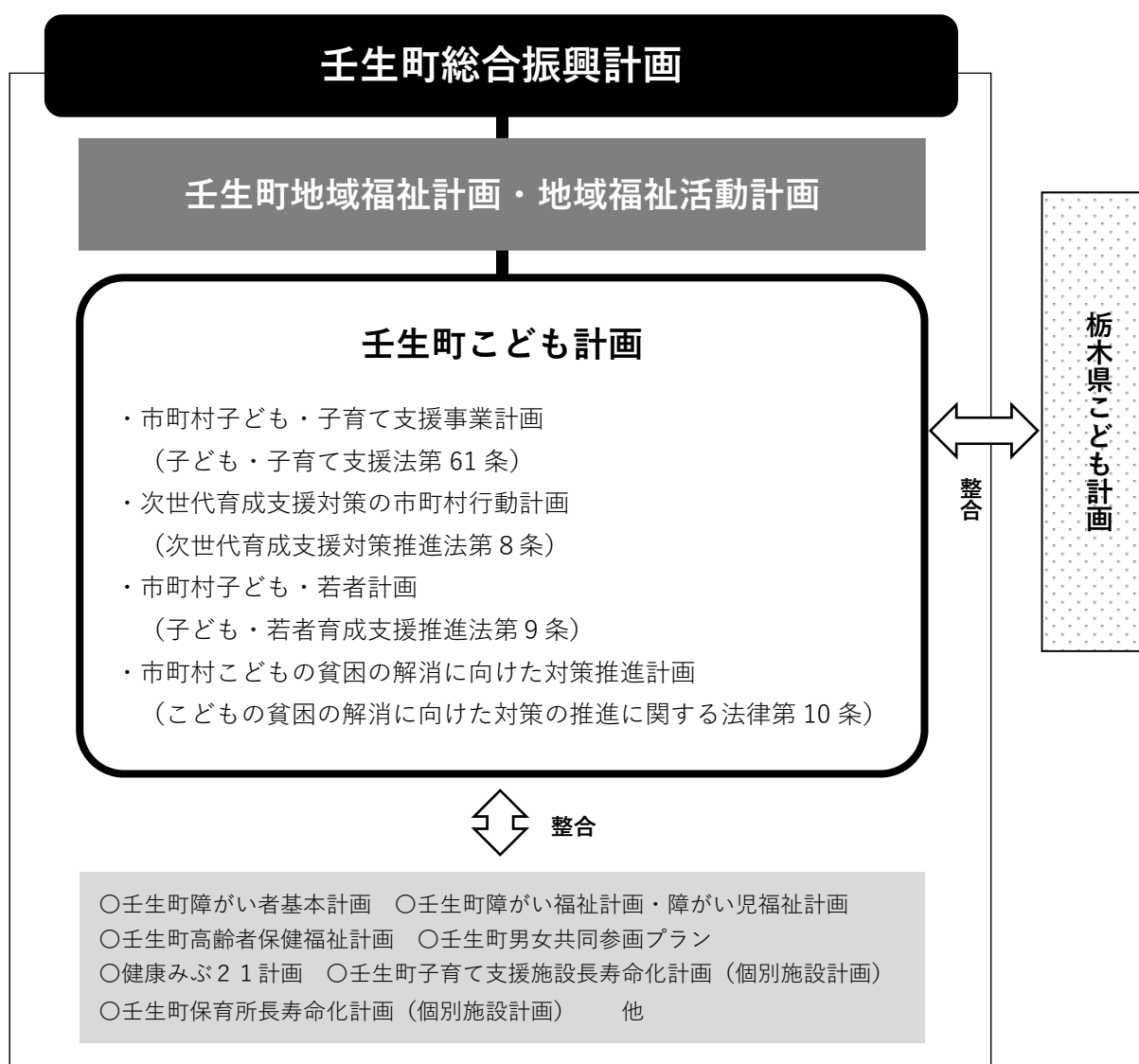
こうした状況の中、令和4年6月には「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とする「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、要支援児童・要保護児童等への支援を充実させるための新たな事業が新設されました。また令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月にこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本計画は、「第2期壬生町子ども・子育て支援事業計画」の終了に伴う後継計画の側面を有しますが、上述のような状況を踏まえ、新たに「壬生町こども計画」として町民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備や未来の本町を担う子どもたちへの支援などを総合的に進め、子育てや未来に希望の持てるまちづくりを行うことを目的として策定します。

2 計画の位置付け

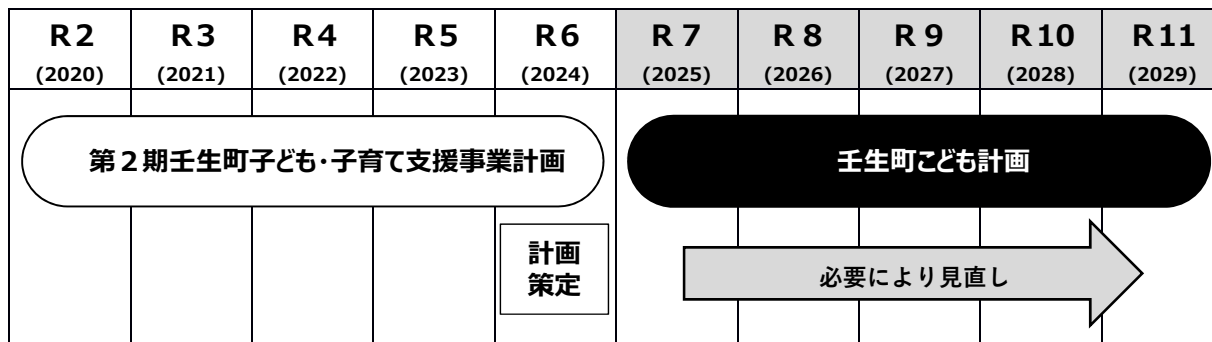
本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に規定する「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する「次世代育成支援対策の市町村行動計画」を一体のものとして策定します。

本計画は、「壬生町総合振興計画」や「壬生町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とする、子ども・若者・子育て当事者への施策に関する分野別計画であり、「壬生町障がい者基本計画」「壬生町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「壬生町男女共同参画プラン」「壬生町子育て支援施設長寿命化計画（個別施設計画）」「壬生町保育所長寿命化計画（個別施設計画）」など関連計画との調和と整合性を図り策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行うものとします。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、各種アンケート調査（未就学児童の保護者、小学校5年生及び中学校2年生の児童及びその保護者、若者）や町長と子育て中の保護者との座談会を実施するなど、計画の対象となる子ども・若者、子育て当事者からの意見を聴取し策定しています。

また、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者、行政関係者等からなる「壬生町子ども・子育て会議」において検討を行い、パブリックコメントを実施するなど、幅広い意見を反映させた計画となっています。

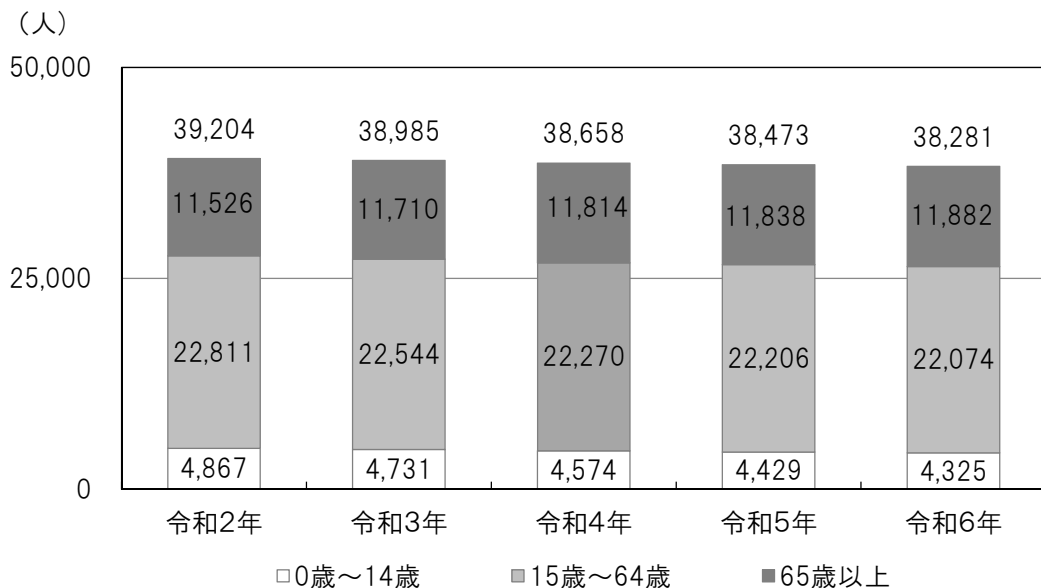
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口・世帯の推移

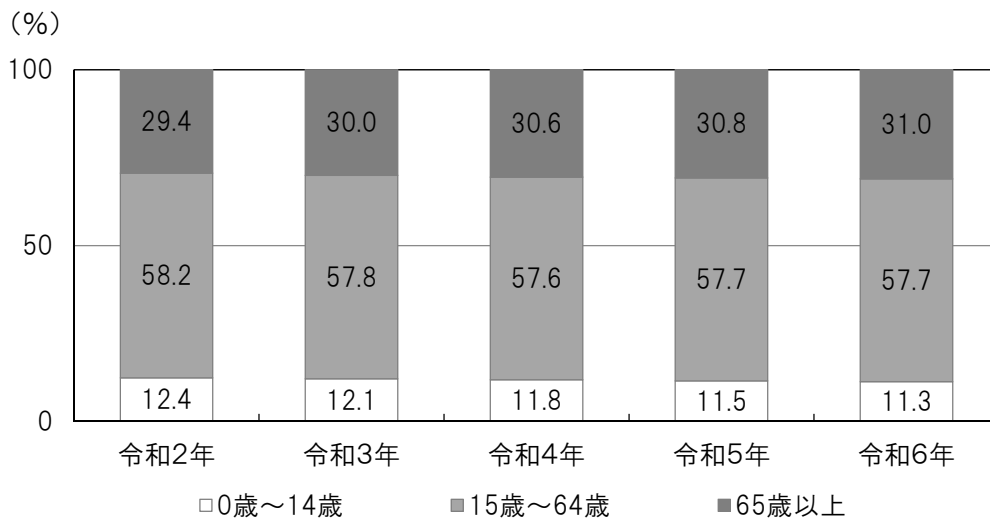
① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

令和6年の総人口は38,281人となっており、令和2年より923人減少しています。65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、0～14歳までの年少人口は減少傾向で推移しており、令和6年の年少人口は4,325人となっています。



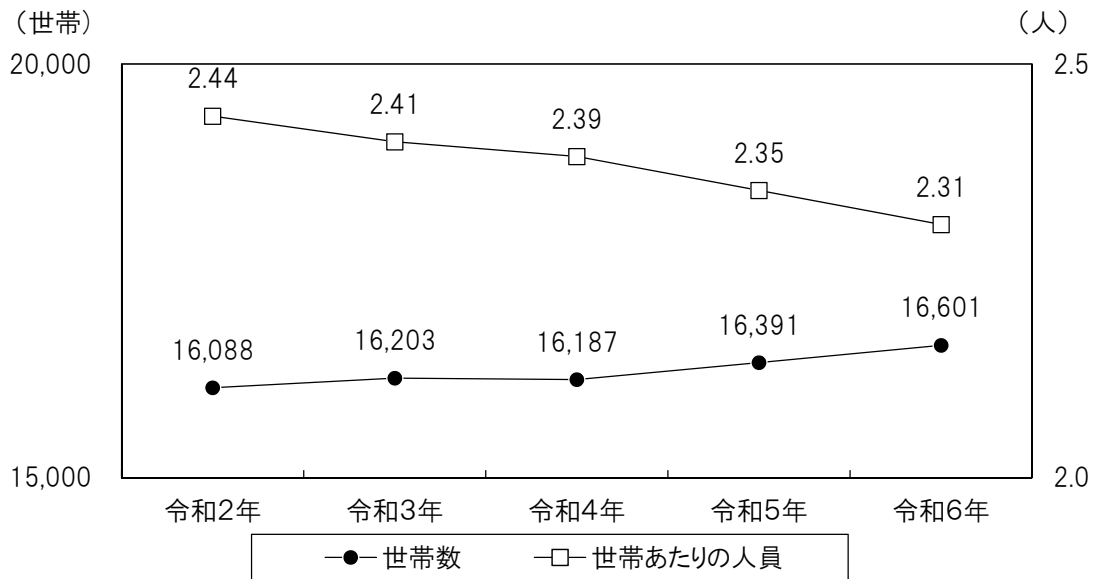
② 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分の人口構成をみると、0歳～14歳の年少人口割合は減少傾向となっており、令和6年では令和2年より1.1ポイント減少し、11.3%となっています。



③世帯数と1世帯あたり人員の推移

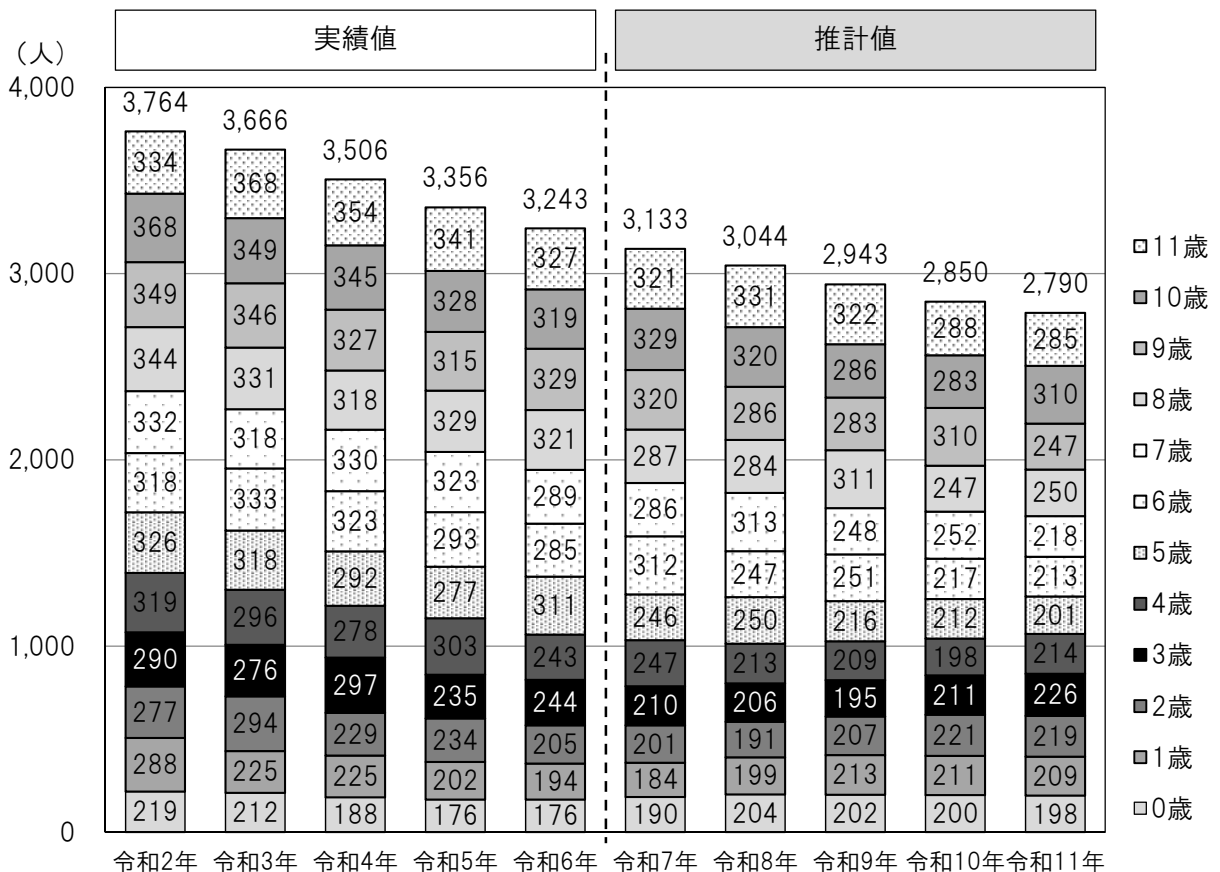
世帯数は増加傾向となっており、令和6年では16,601世帯となっています。一方、世帯当たり人員は減少傾向となっており、令和6年では2.31人となっています。



資料：住民基本台帳（3月31日）

④0歳～11歳児童人口の推移と推計値

令和2年以降、0歳～11歳児童人口は減少傾向にあり、コーホート変化率法の推計によると、令和7年で3,133人、令和11年には2,790人に減少すると推計されています。

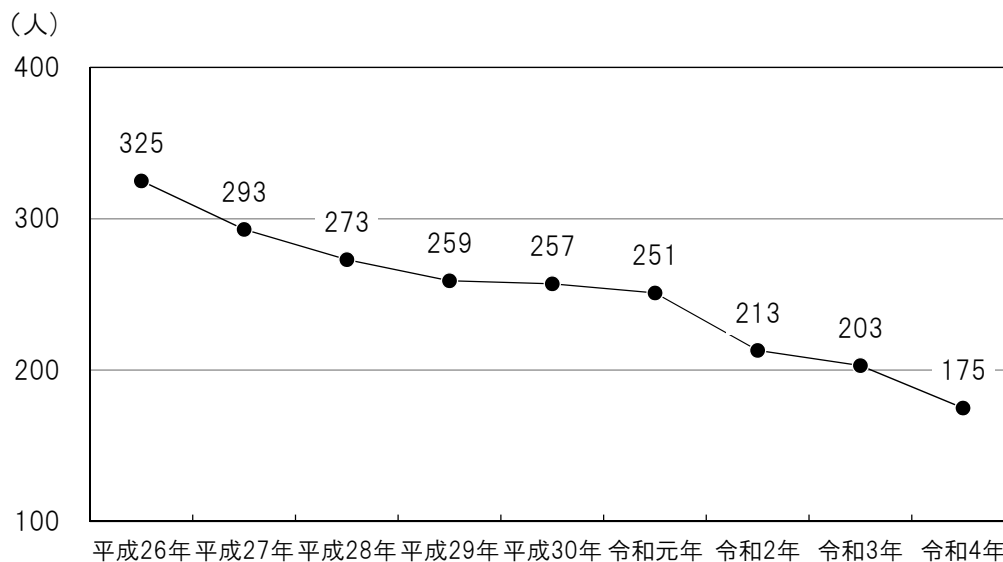


※過去5年の年齢別人口推移をもとに「量の見込み」算出用としてコーホート変化率法により算出

(2) 出生の動向

① 出生数

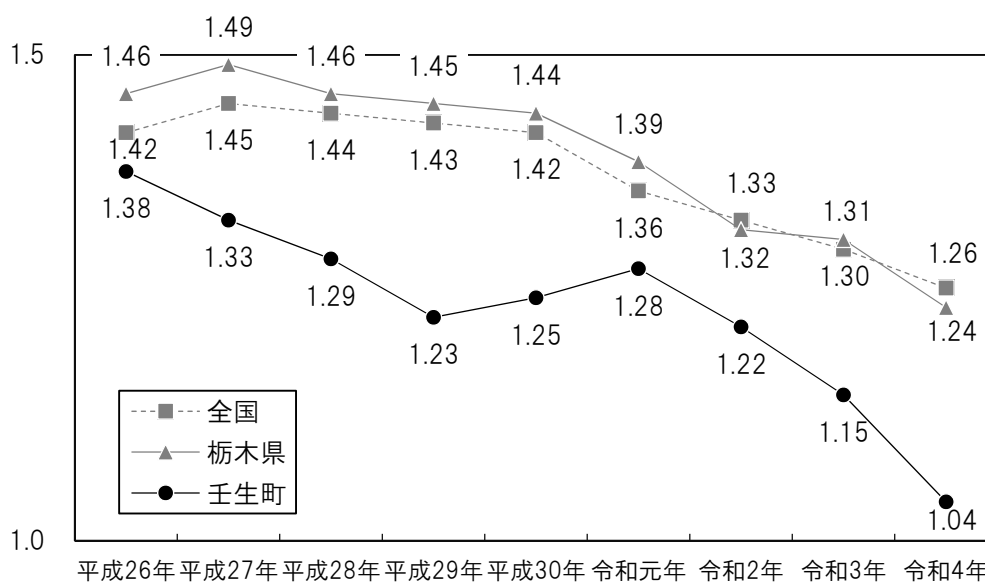
出生数は減少傾向にあり、令和4年では175人となっており、平成26年との比較では、150人の減少となっています。



資料：栃木県保健統計年報

② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率^{*}の推移をみると、令和元年以降減少傾向にあり、令和2年から令和4年にかけての減少幅は全国・栃木県と比較してもかなり大きくなっています。



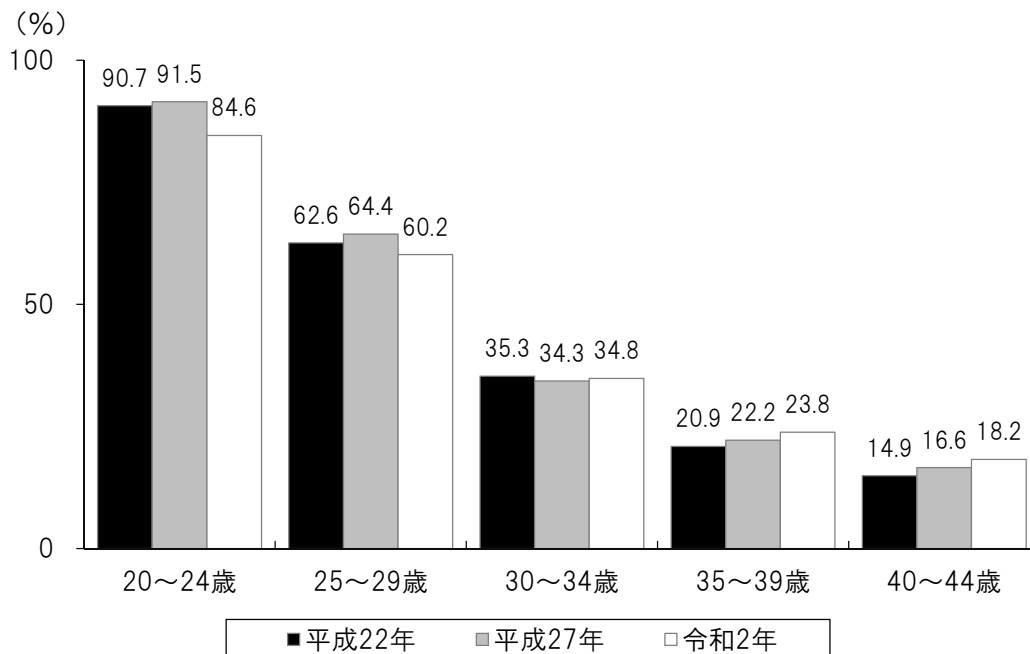
資料：栃木県保健統計年報

^{*}合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと、ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す

(3) 婚姻の状況

①未婚率（女性）

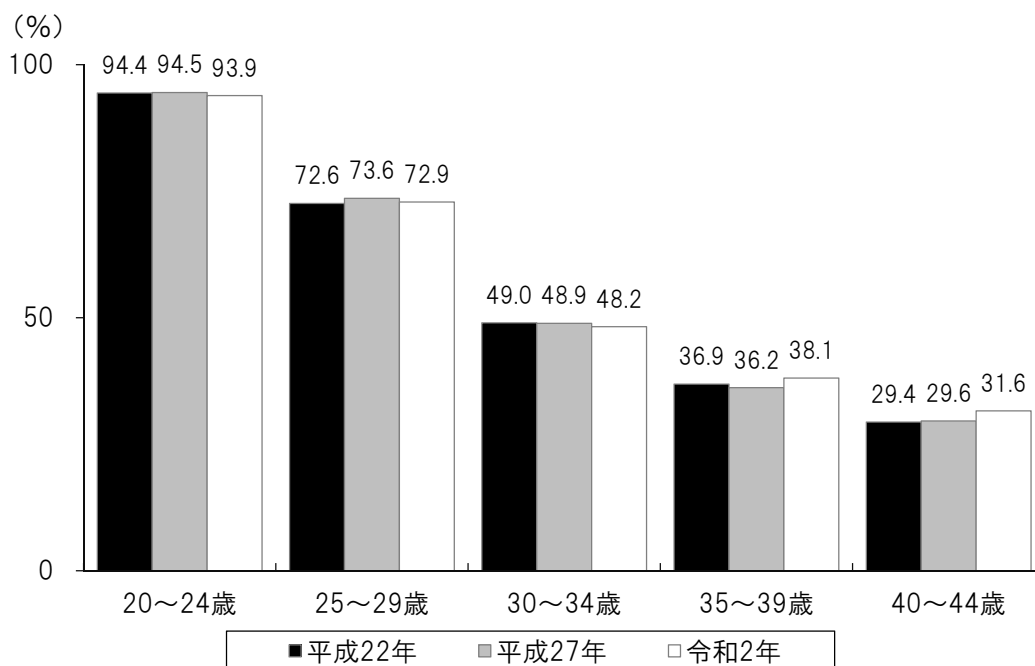
女性の未婚率の推移をみると、35～39歳、40～44歳では平成22年以降一貫して増加しています。



資料：国勢調査

②未婚率（男性）

男性の未婚率は女性に比べ各年代とも高くなっており、女性同様に40～44歳では平成22年以降一貫して増加しており、35～39歳、40～44歳では令和2年が最も高くなっています。



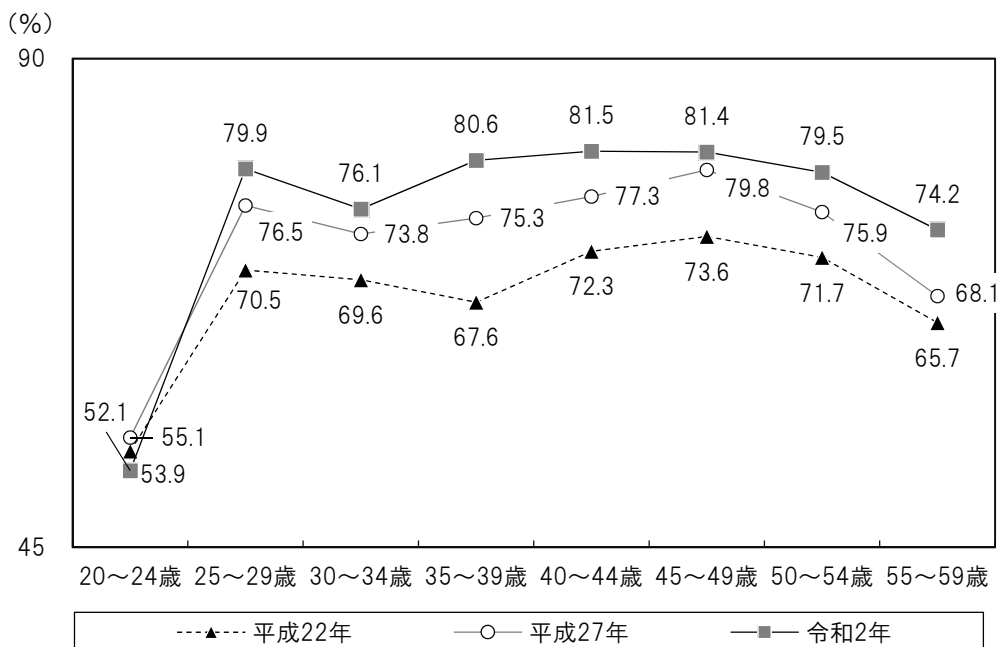
資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

①女性の年代別就業率

20～59歳の女性の年代別就業率*をみると、平成22年以降各年代で増加しています。

25～29歳の増加幅に比べると、30～34歳の増加幅は低くなっており、就業率は増加していますが、出産・子育て期において離職する状況はみられます。



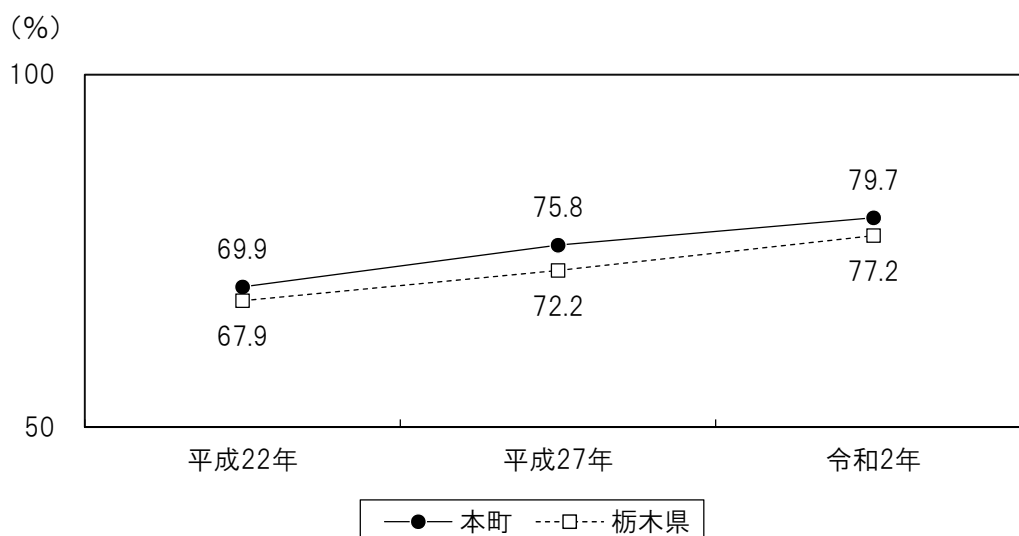
資料：国勢調査

*就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合

[就業率 = (労働人口総数 - 完全失業者) / 人口総数 (労働力状態「不詳」除く。)]

②子育て世代の女性の就業率

子育て世代の女性(25～44歳)の就業率をみると、平成22年以降増加傾向にあり、令和2年では79.7%となっており、栃木県の平均を2.5ポイント上回っています。

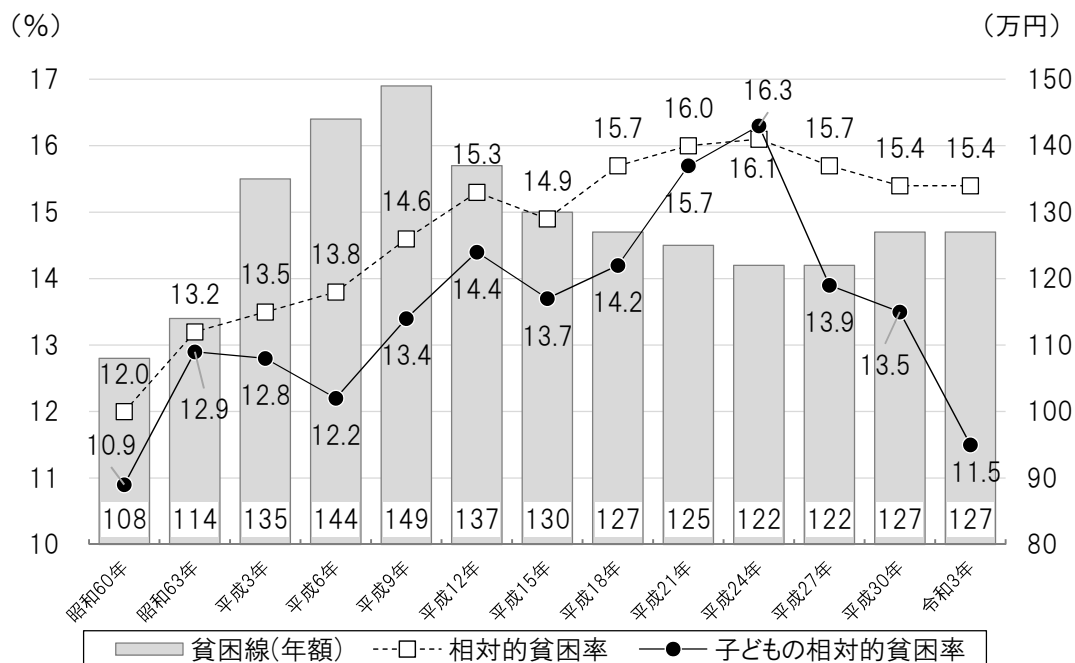


資料：国勢調査

(5) こどもの貧困の状況

①こどもの貧困率の推移（全国）

令和4年国民生活基礎調査の概要によると、日本のこどもの相対的貧困率は11.5%、日本のこどもの約9人に1人が貧困状態にあることを示しています。

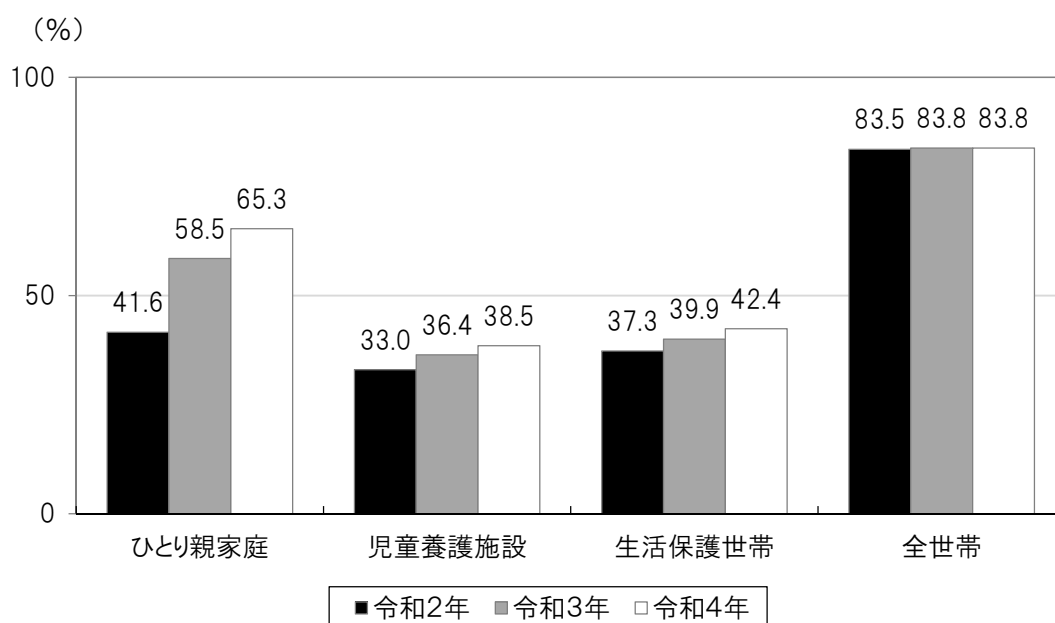


資料：令和4年国民生活基礎調査の概要

※相対的貧困率：国民一人ひとりの等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した数値）を計算し、中央値の半分に満たない人の比率

②各世帯等のこどもの大学等進学率（全国）

ひとり親家庭に比べ、児童養護施設、生活保護世帯の大学等進学率の増加幅が少なくなっています。



資料：子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況（内閣府）

(6) 児童虐待などの状況

① 児童虐待相談受付状況

令和4年度の児童虐待の相談受付状況は、本町、県南児童相談所の受付合計で69件となっています。県南児童相談所への相談における虐待種別では、心理的虐待が最も多くなっています。

【児童虐待相談受付状況（令和4年度）（県南児童相談所：本町）】

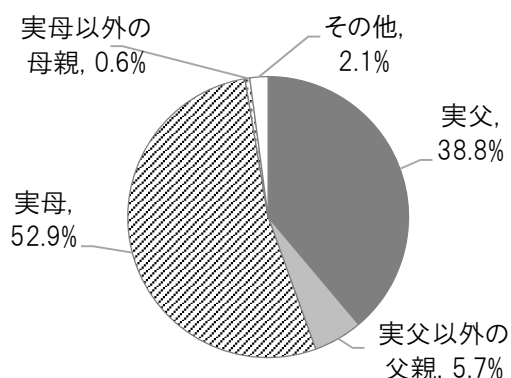
相談受付状況		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
本町受付分	33件				
児相受付分	36件	10件	0件	19件	2件
合計	69件				

資料：栃木県児童相談所「業務概要」〔令和4(2022)年度の実績〕

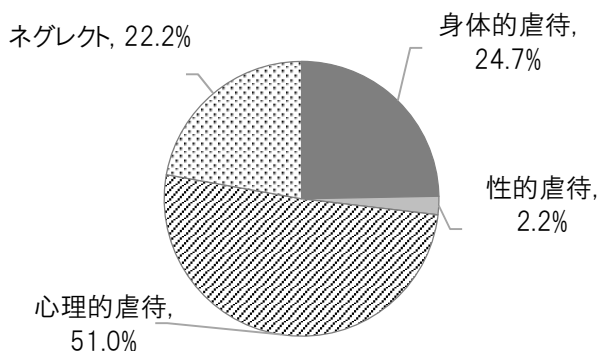
② 栃木県の児童虐待の状況（令和4年度）

令和4年度の栃木県の児童虐待の状況を見ると、主な虐待者は「実母」が52.9%と最も多く、主な虐待の種別では「心理的虐待」が51.0%と最も多くなっています。

【主な虐待者】



【主な虐待の種別】



資料：栃木県児童相談所「業務概要」〔令和4(2022)年度の実績〕

2 子ども・子育てに関するアンケート調査の結果概要

(1) 調査概要

①「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査

【実施概要】

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,000 人	529 人	52.9%

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和 6 年 3 月 5 日（火）～令和 6 年 3 月 22 日（金）
※ただし、令和 6 年 4 月 18 日（火）到着分までを集計に反映

②子ども・子育て支援に関するアンケート調査

【実施概要】

調査区分	回答数
町内の小学 5 年生及び中学 2 年生	172 人
町内の小学 5 年生及び中学 2 年生の保護者	136 人

- 調査方法：学校経由で募集、インターネット回答
- 調査期間：令和 6 年 6 月 1 日（土）～令和 6 年 6 月 30 日（日）

③こども計画（こども・若者計画）アンケート調査

【実施概要】

調査区分	回答数
15 歳～39 歳の若者	98 人

- 調査方法：町ホームページ等で募集、インターネット回答
- 調査期間：令和 6 年 6 月 1 日（土）～令和 6 年 6 月 30 日（日）

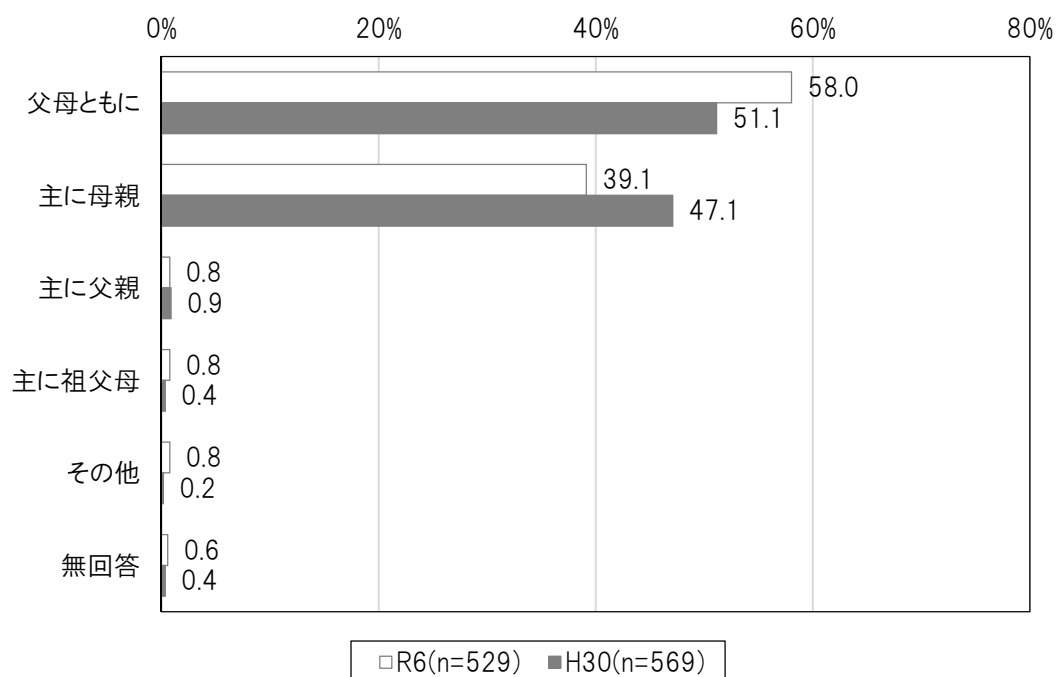
(2) 「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査結果概要

平成 30 年に実施した「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の結果との比較を主に、子育て環境や子育て意識の推移等をみていきます。

① 子どもの家庭の状況

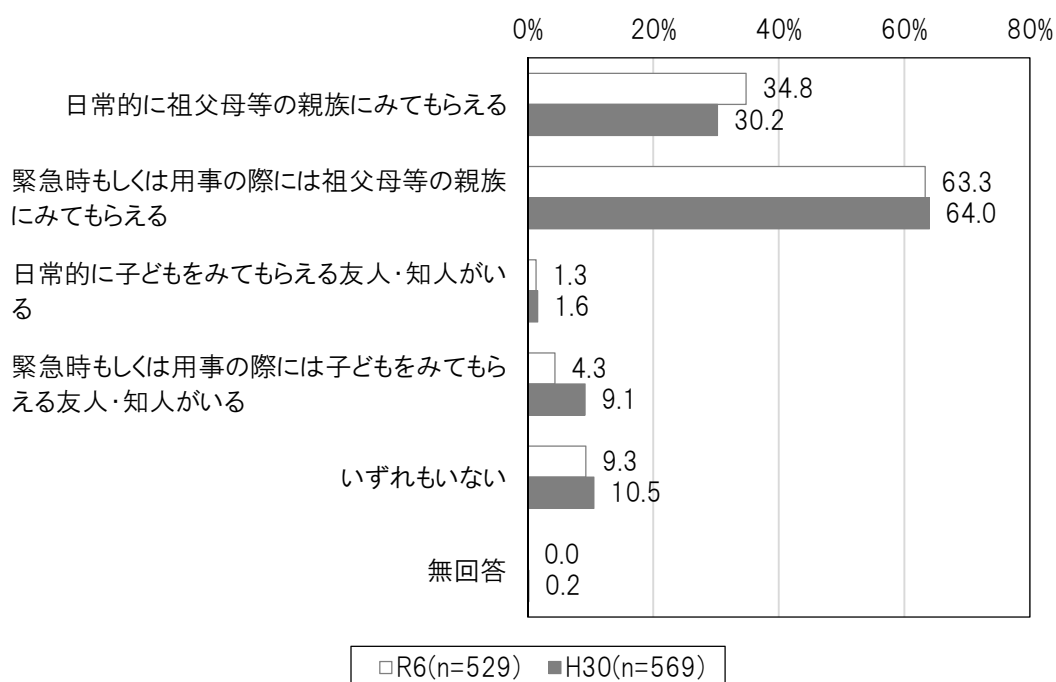
【主に子育てをしている人】

平成 30 年に比べ「主に母親」が 8.0 ポイント減少し、「父母とも」が 6.9 ポイント上昇していることから母親主体から、父親の子育てへの関与の増加がみてとれます。



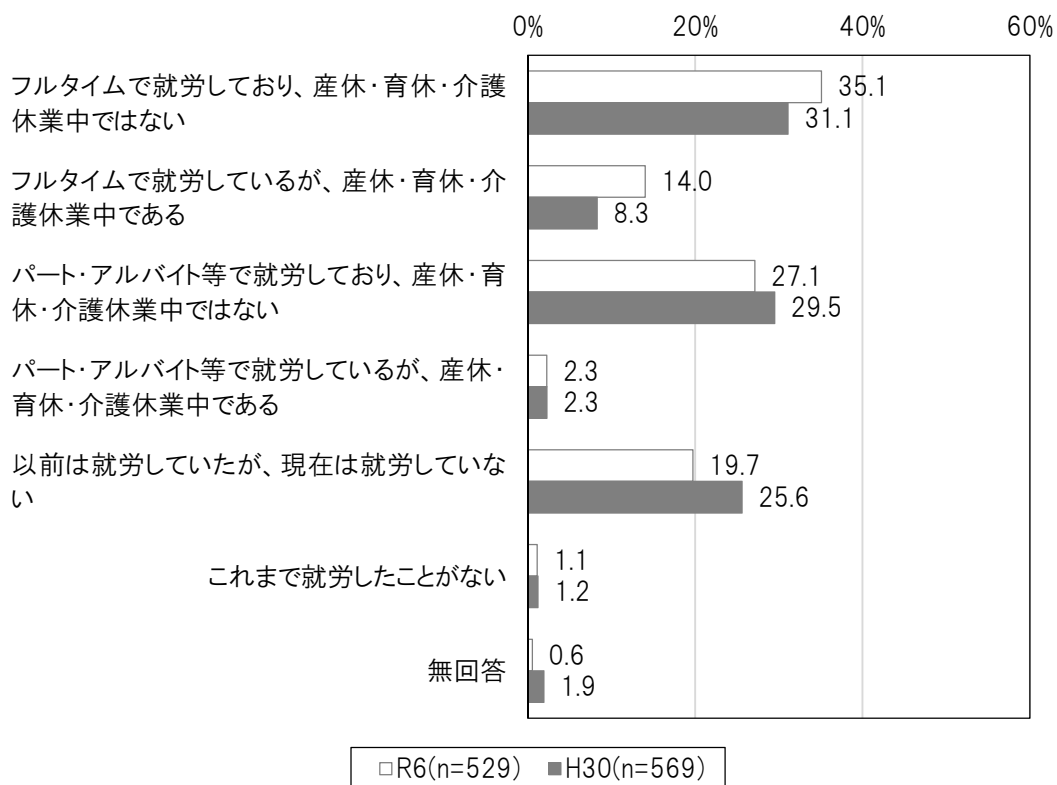
【日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無】

「いずれもない」が約 1 割あり、緊急時等への柔軟な対応が必要と考えられます。



②母親の就労状況

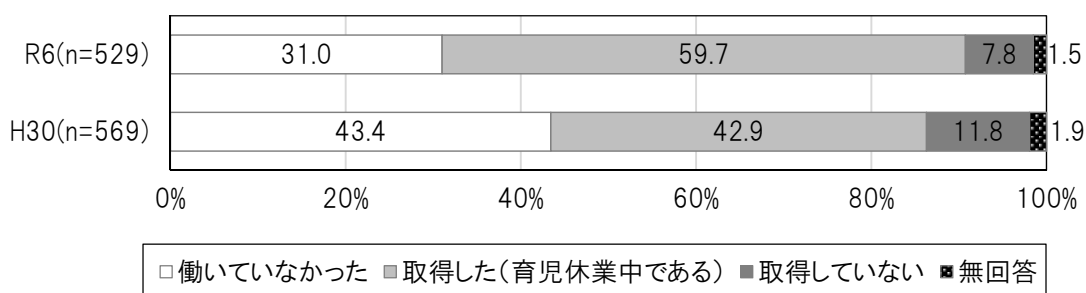
「フルタイムで就労中」が産休・育休・介護休業中を含め 9.7 ポイント増加しています。また「以前は就労していたが現在は就労していない」が 5.9 ポイントの減少がみられ育児と仕事の両立の改善傾向もみられます。



③育児休業の取得状況

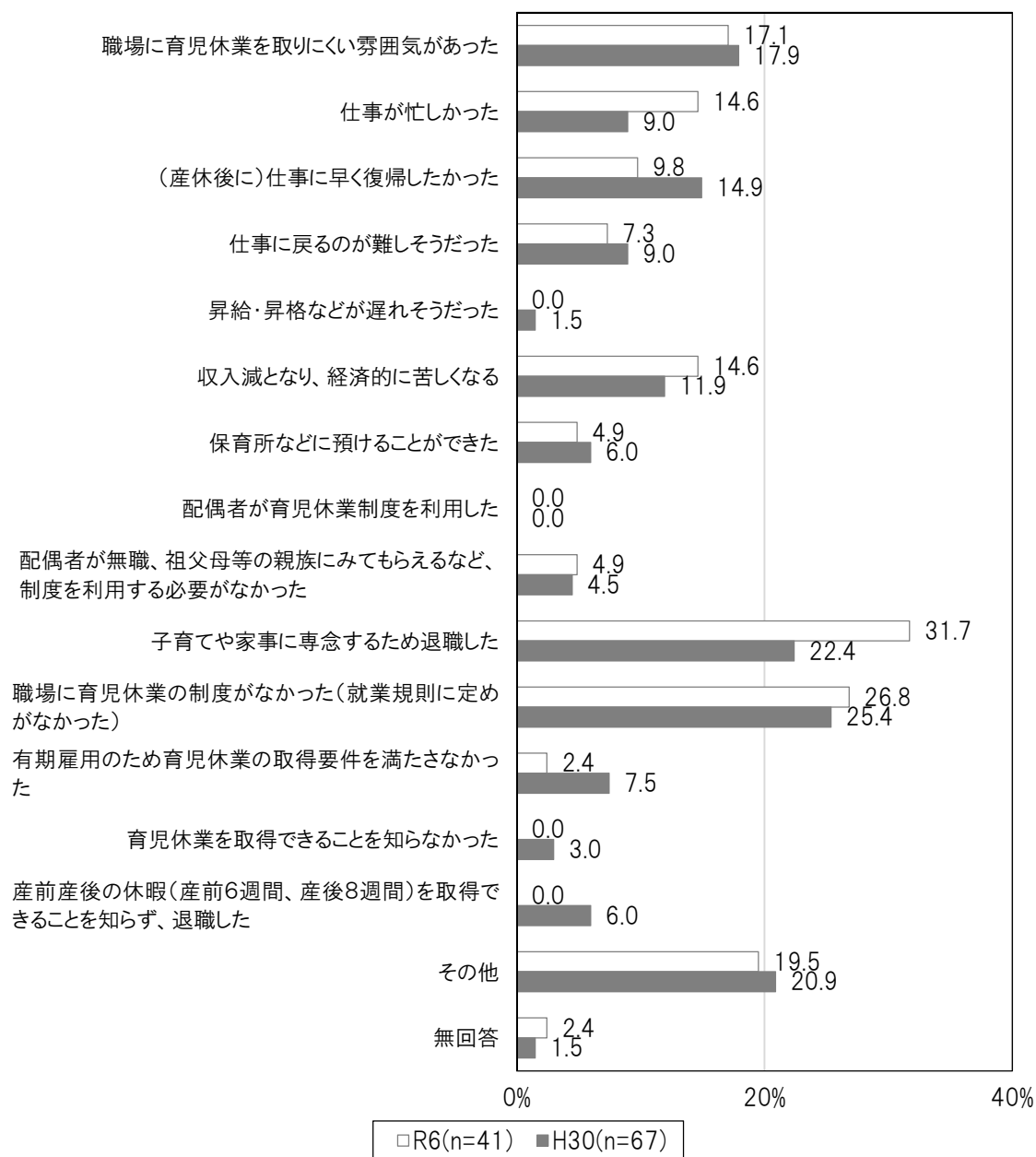
【母親の取得状況】

「取得した」は 16.8 ポイントの上昇がみられ令和 6 年では約 6 割の人が取得しています。



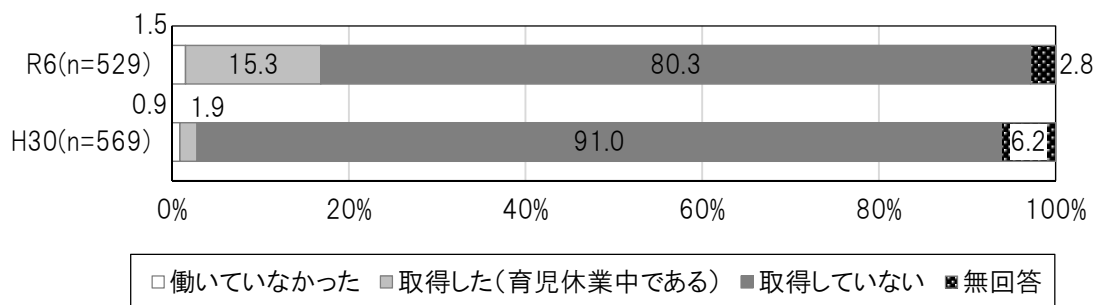
【取得していない理由】

「子育てや家事に専念するため退職した」が9.3ポイント増加するなど、仕事と育児の両立のための支援の充実が必要であることがみられます。



【父親の取得状況】

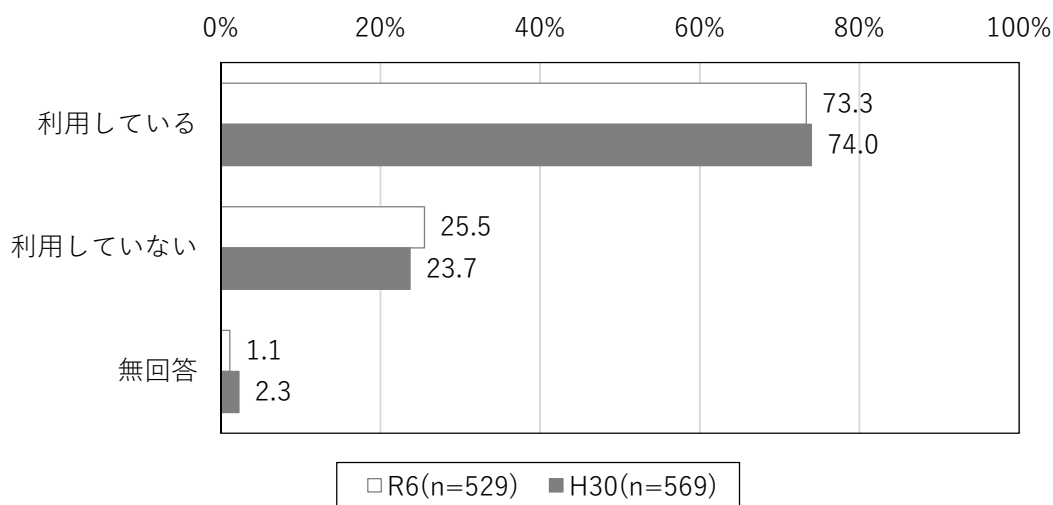
「取得した」が13.4ポイント増加し、15.3%となっていますが、依然として低い水準となっており、制度の浸透と環境の改善の必要性がみられます。



④教育・保育事業の利用状況

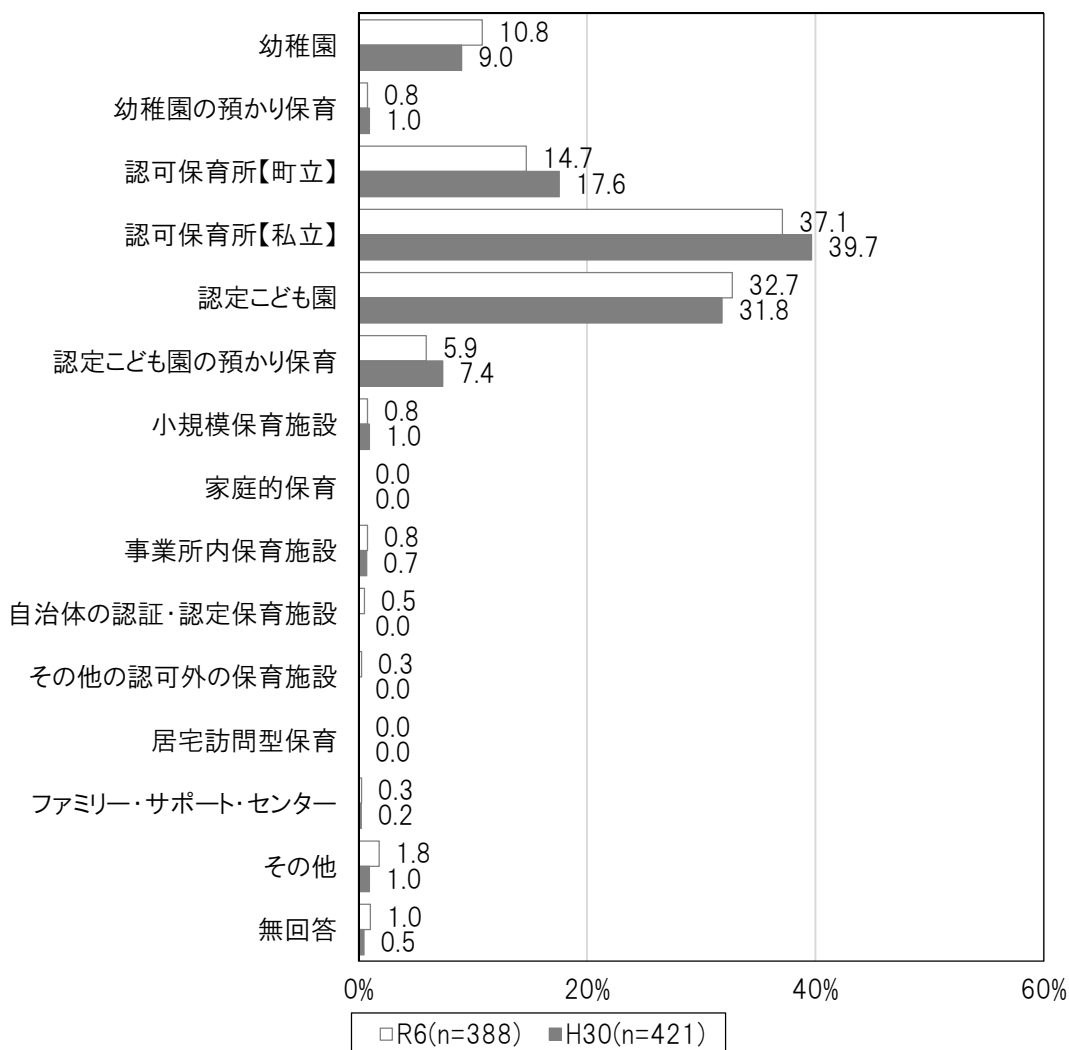
【定期的な教育・保育事業の利用の有無】

平成 30 年とほぼ同様の傾向がみられます。



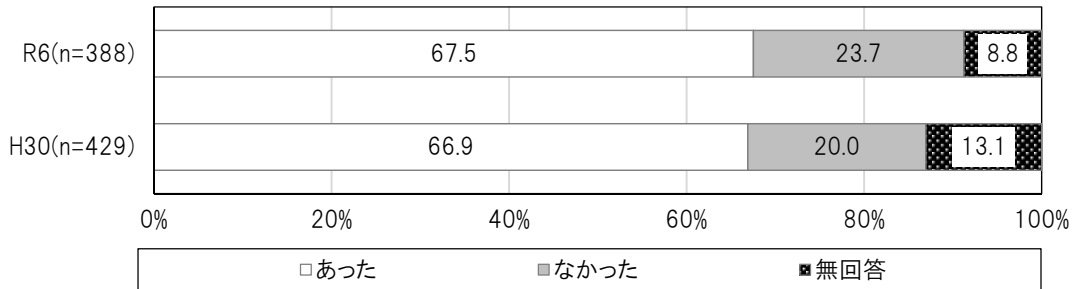
【定期的にご利用している教育・保育事業】

平成 30 年とほぼ同様の傾向がみられます。



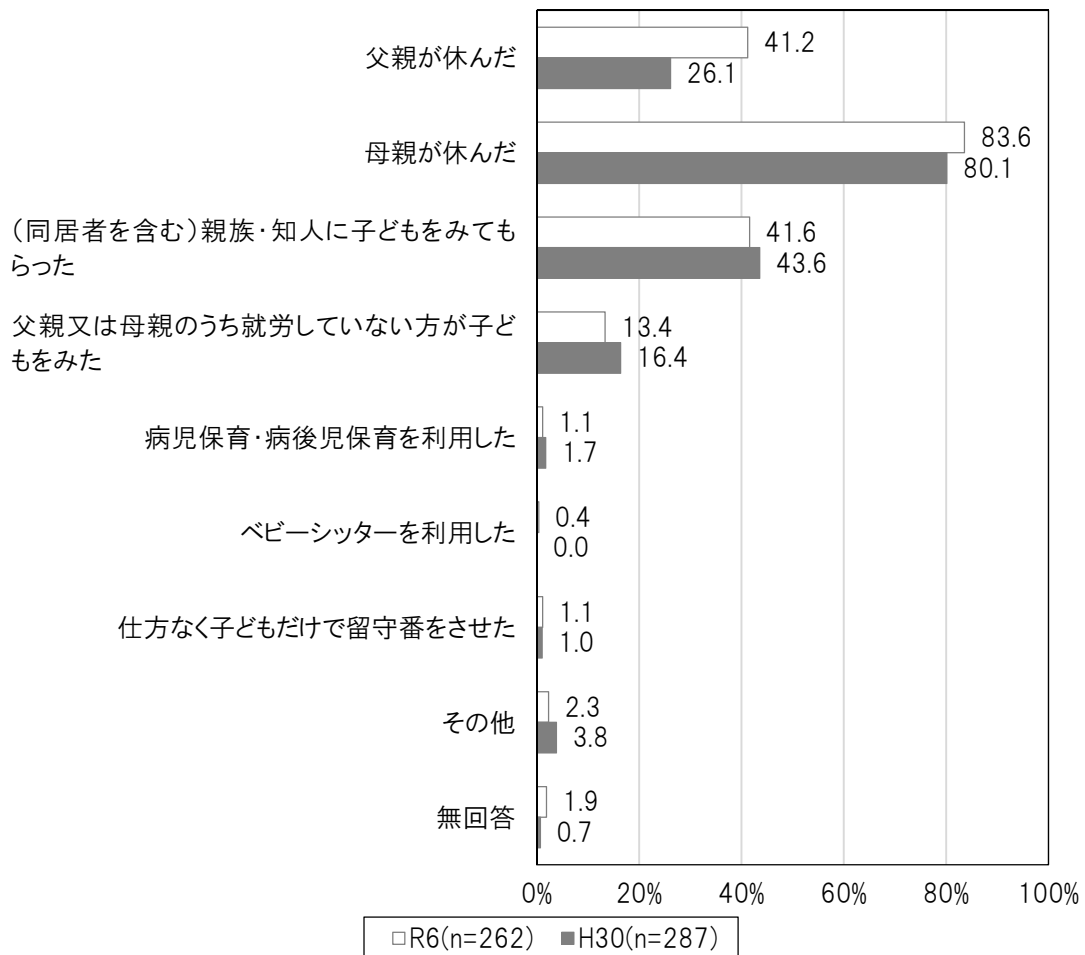
⑤ 病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと

平成 30 年と同様であり、約 7 割の人が「病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった」と回答しています。



【病気やケガの時の対処方法】

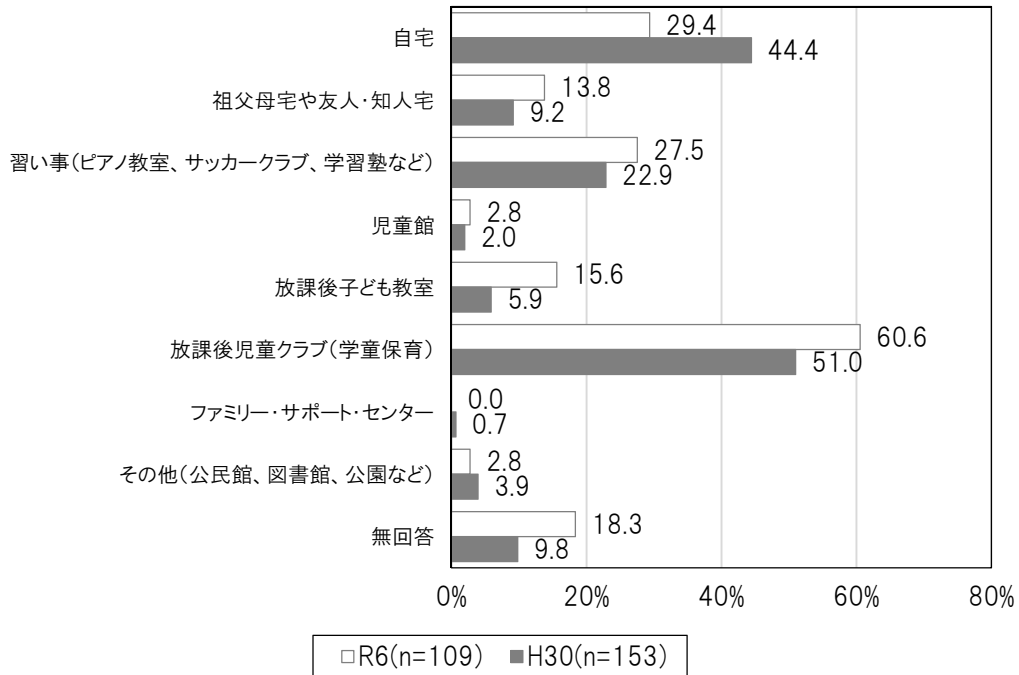
「父親が休んだ」が 15.1 ポイント増加し、41.2%となっていますが、母親は 83.6%となっており倍以上の割合となっています。



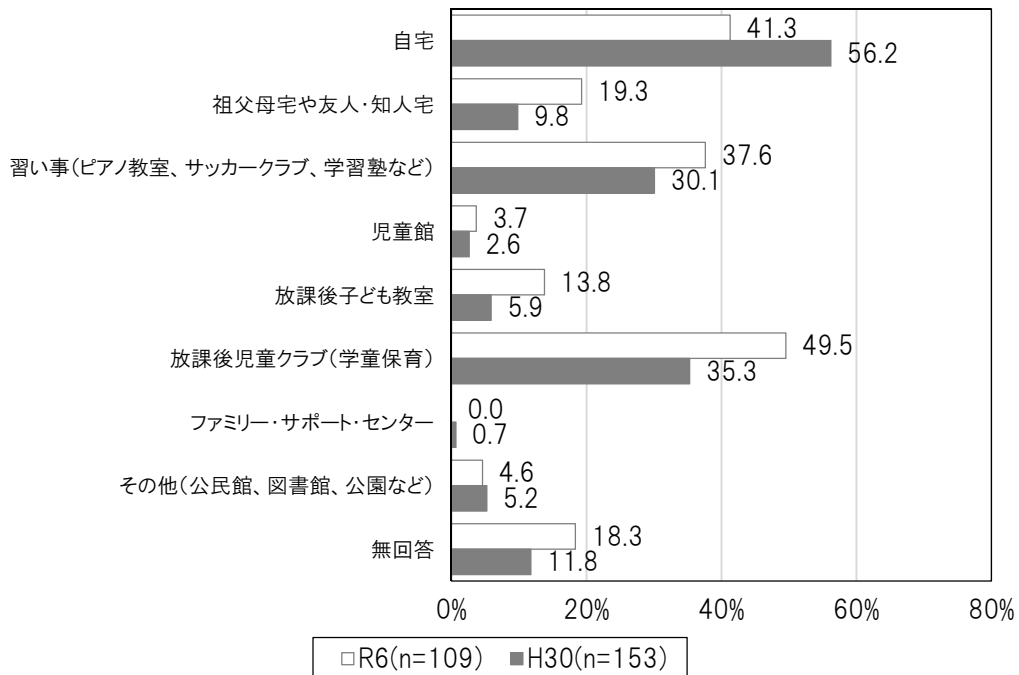
⑥こどもの放課後の過ごし方

こどもを放課後にどのように過ごさせたいかは、低学年の間、高学年の間とも同様の傾向がみられ、「自宅」の割合が減少し、「放課後児童クラブ」や「習い事」など共働きを前提とした希望がみられます。

【低学年】

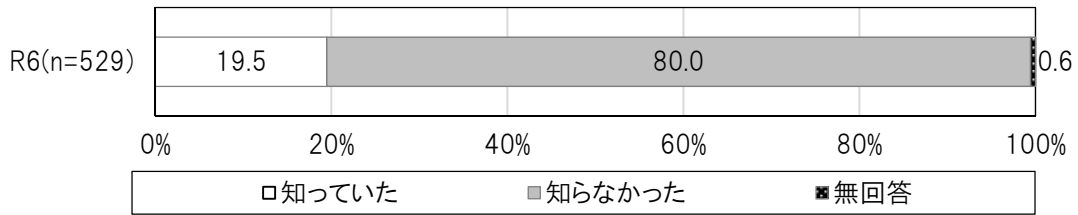


【高学年】



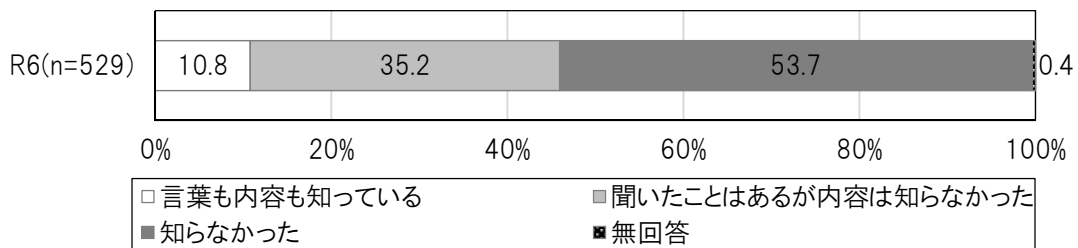
⑦子ども基本法について

子ども基本法の認知度は約2割となっています。



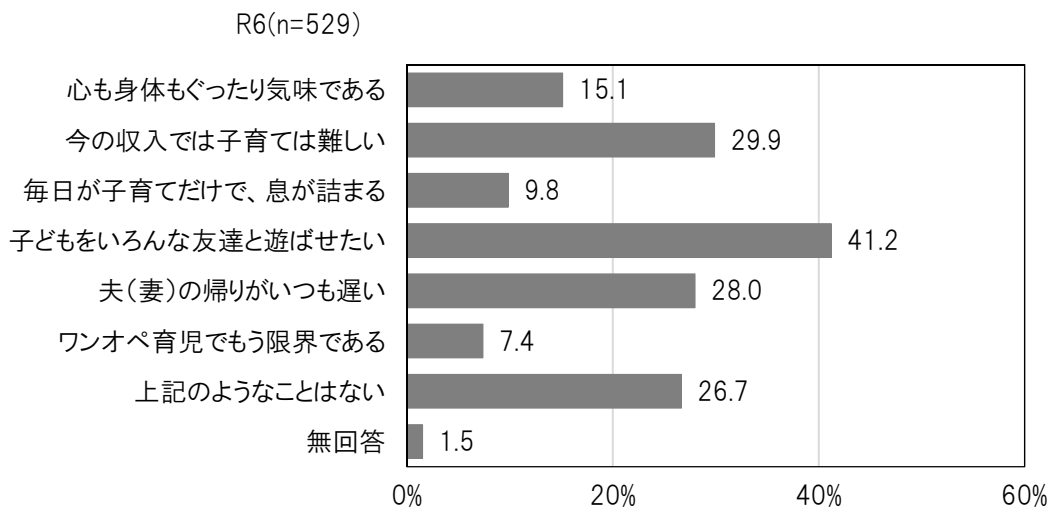
⑧子どもの権利条約の4つの原則について

子どもの権利条約の4つの原則について、内容まで知っている割合は約1割となっています。



⑨子育ての状況について

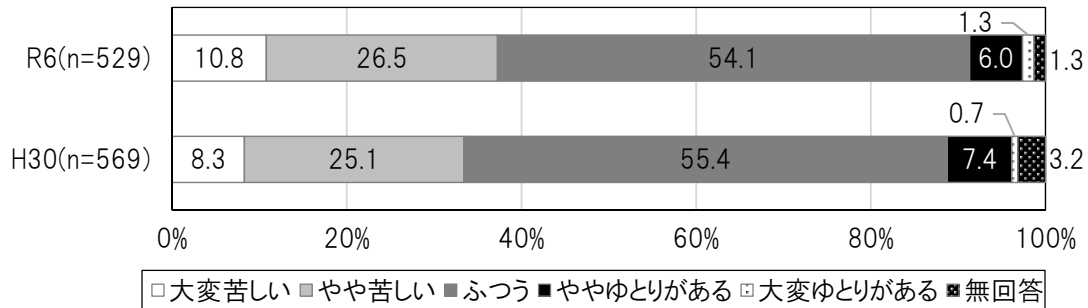
子育ての状況についてみると、「子どもをいろいろな友達と遊ばせたい」が約4割と多くっており、「今の収入では子育ては難しい」「夫(妻)の帰りがいつも遅い」も3割弱と多くなっています。



⑩経済的な暮らしの状況について

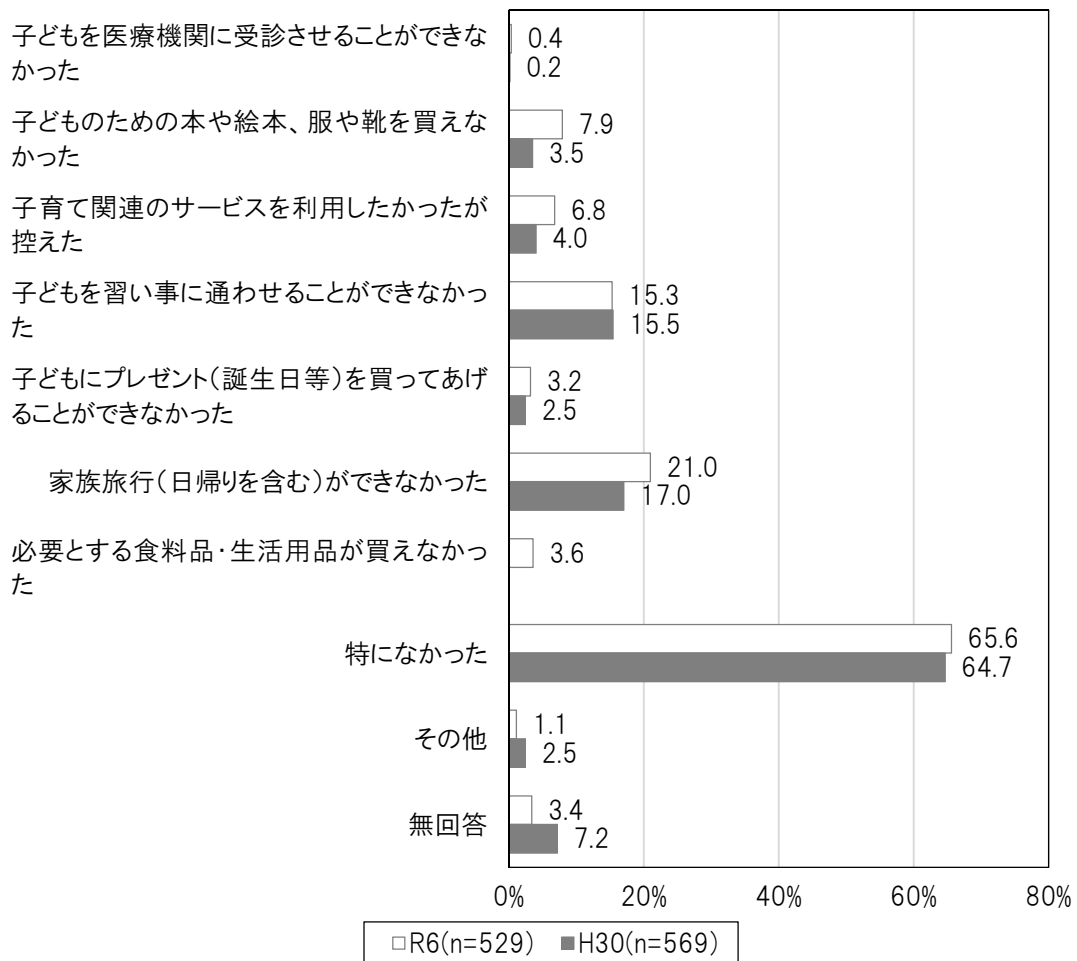
【経済的な状況】

経済的な暮らしの状況についてみると、「苦しい（大変+やや）」は4割弱となっており、平成30年より増加傾向にあります。



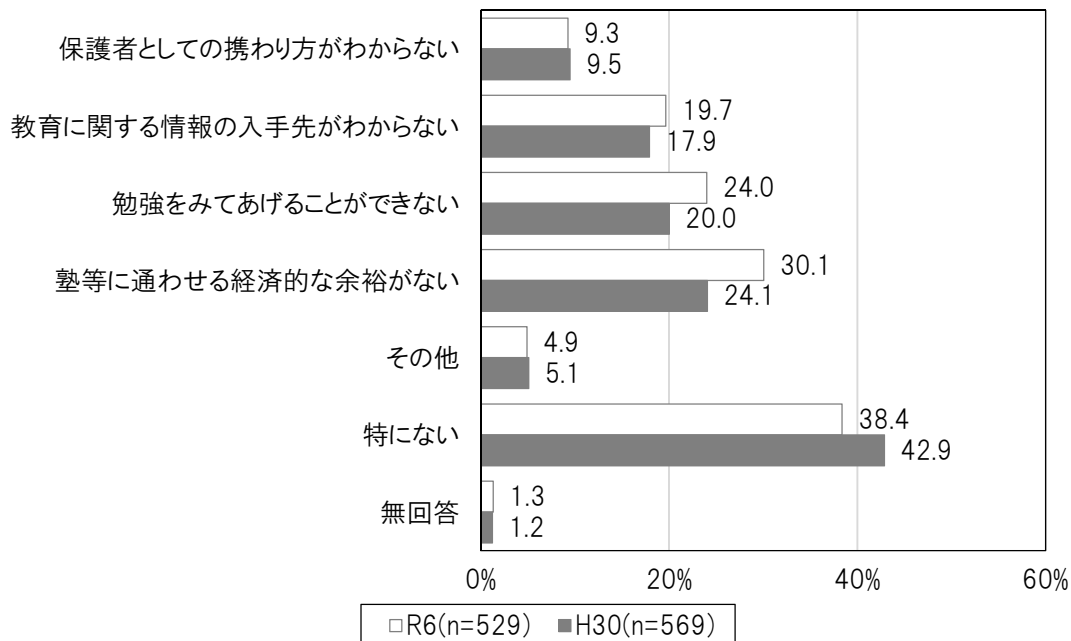
【経済的な状況でできなかったこと】

経済的な状況でできなかったことについてみると、「家族旅行（日帰りを含む）」が約2割となっており、次いで「子どもの習い事」が多くなっています。



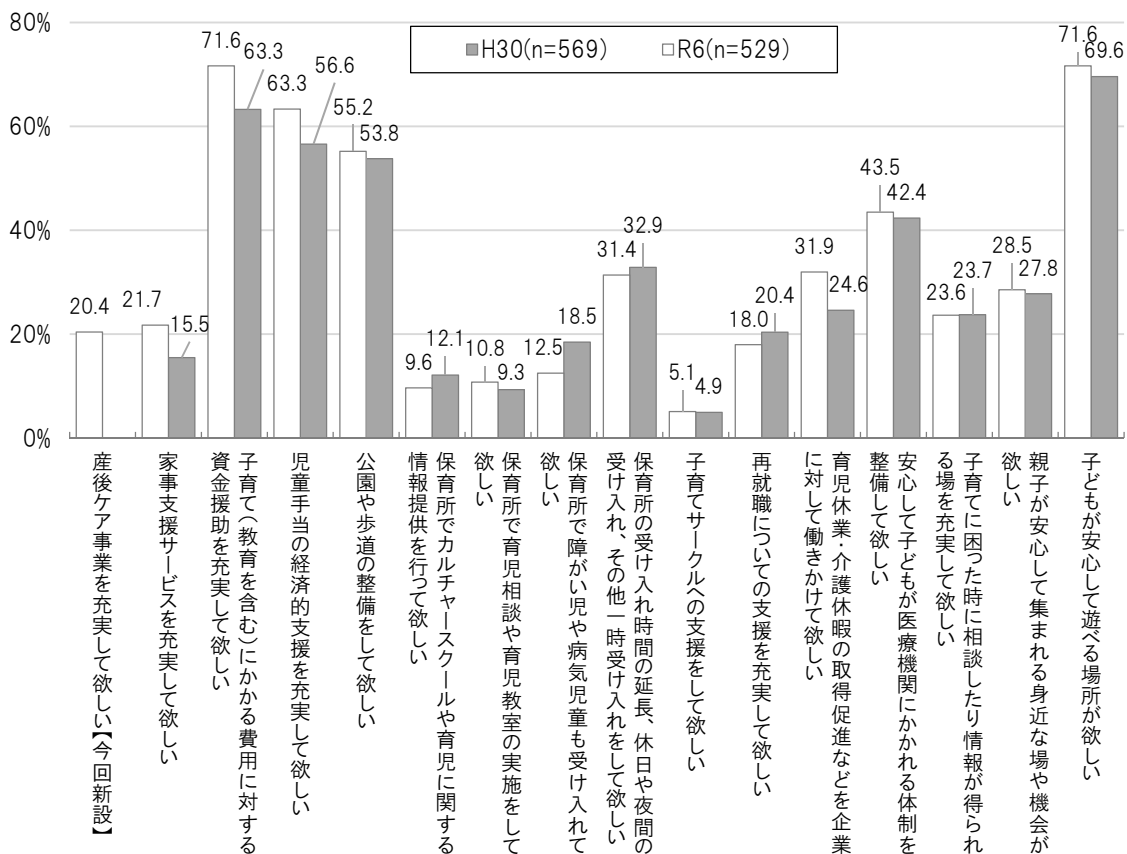
⑪こどもの今後の教育に関して心配なことについて

こどもの今後の教育に関して心配なことについてみると、「塾等に通わせる経済的な余裕がない」が約3割となっており、平成30年より6.0ポイント増加しています。



⑫子育て支援でもっと力をいれてほしいもの

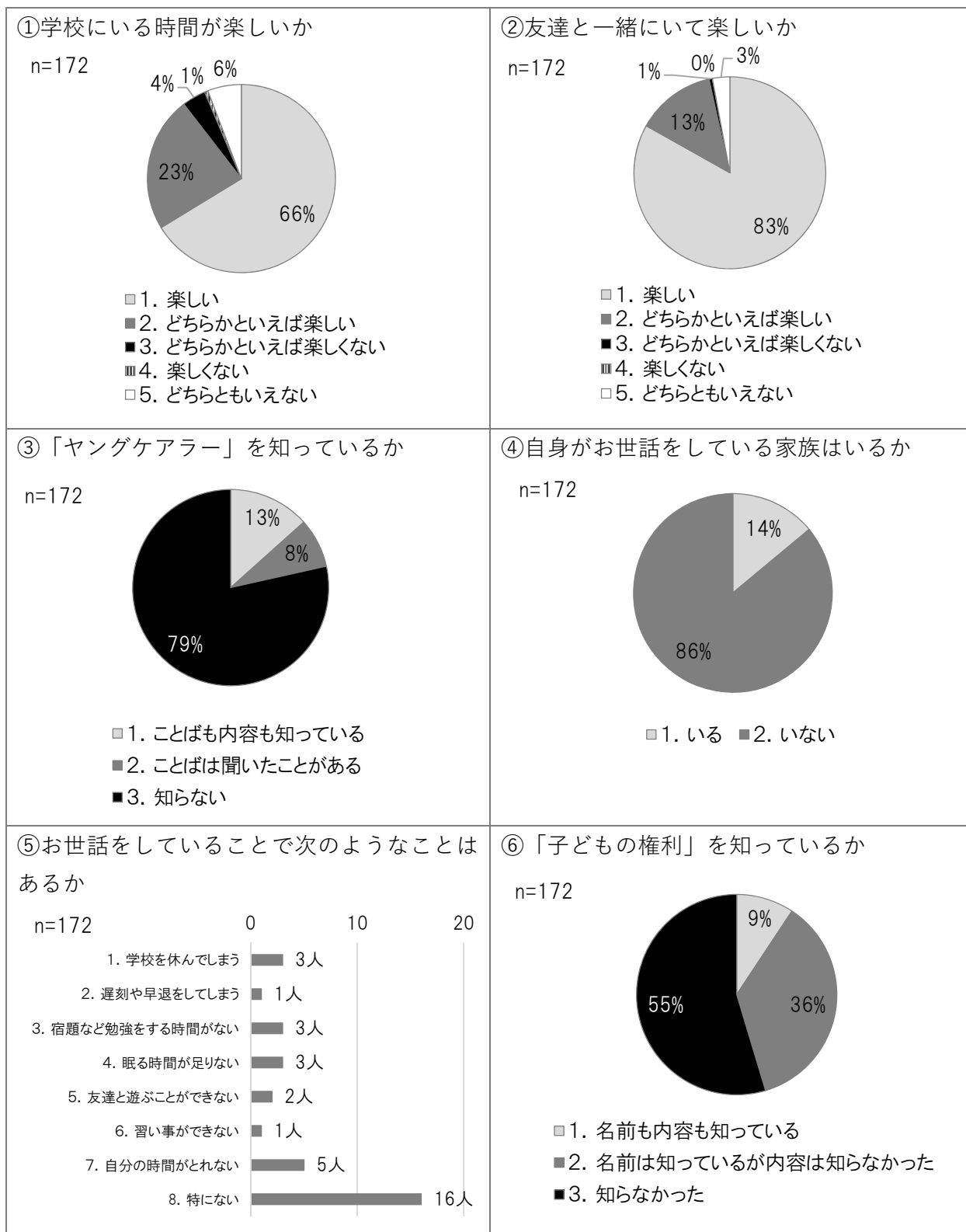
子育て支援でもっと力をいれてほしいものでは、「子育て（教育を含む）にかかる費用に対する資金援助を充実して欲しい」「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が7割以上と多くなっています。



(3) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要（小・中学生）

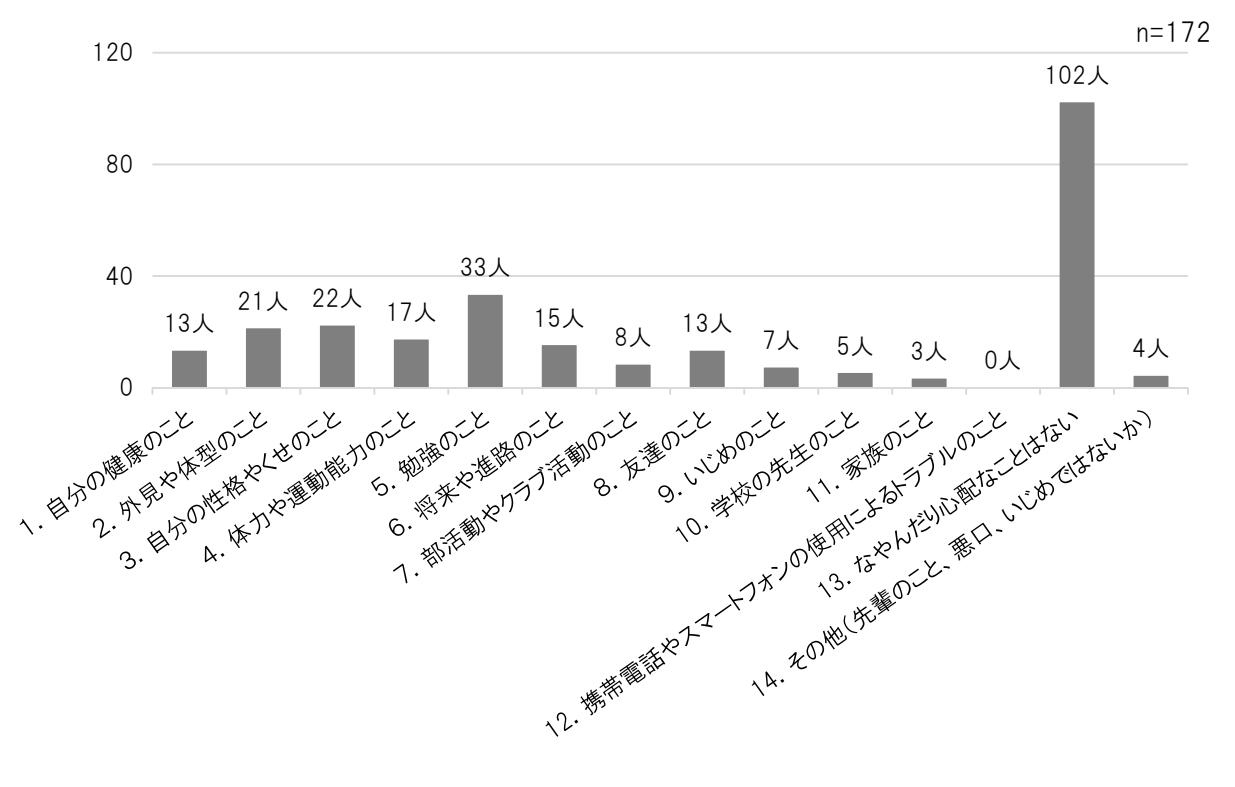
約 9 割のこどもは学校にいる時間が楽しいと感じていますが、5%程度のこどもは楽しくないと感じています。友達といる時間についてはほとんどのこどもが楽しいと感じています。

また、「ヤングケアラー」を知らない割合が約 8 割を占め、1 割強のこどもが家族のお世話をしており、学校を休んだり、遅刻や早退をするなどの経験をしています。「子どもの権利」についての認知度については、名前を内容も知っている割合は約 1 割となっています。

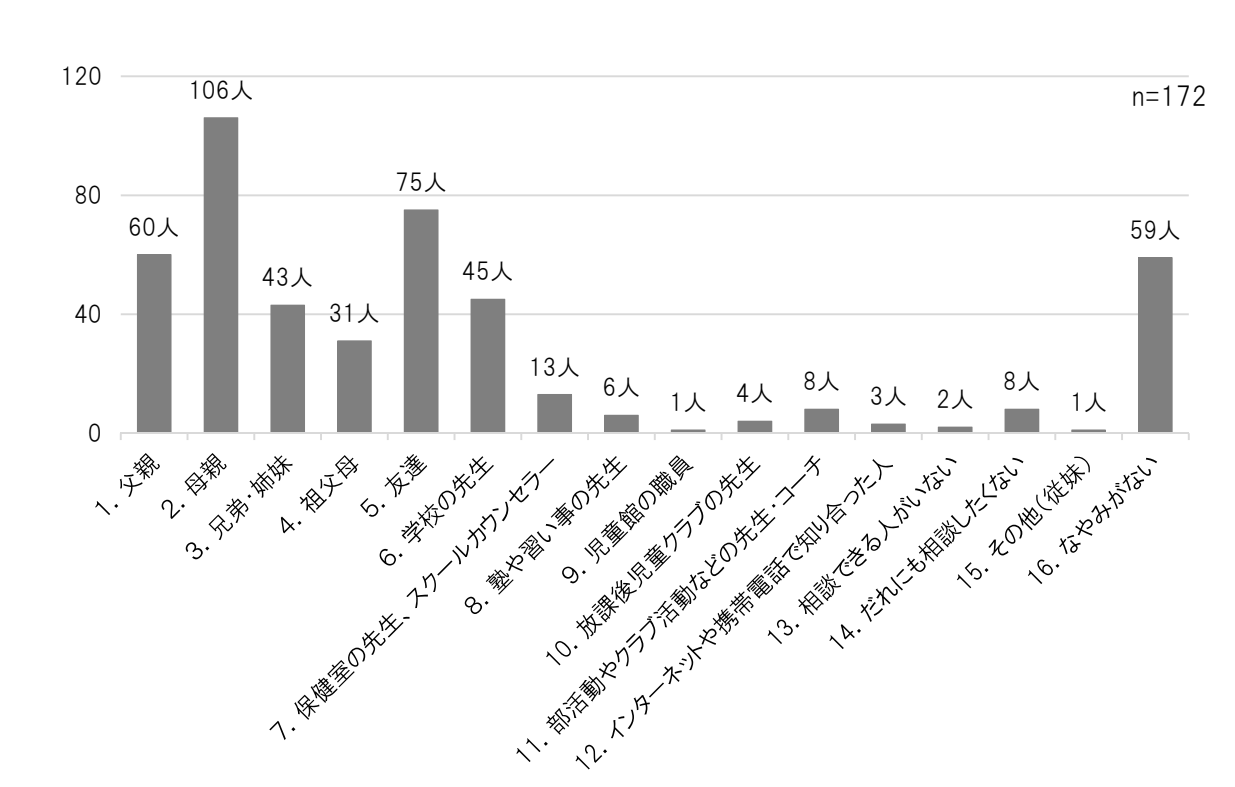


今なやんでいることで多いものは、「勉強のこと」が33人、「自分の性格やくせのこと」が22人、「外見や体型のこと」が21人などとなっています。なやみごとを話したり、相談したりできる人については、「母親」「友達」「父親」「学校の先生」の順に多くなっており、「だれにも相談したくない」が8人、「相談できる人がいない」が2人となっています。

⑦今なやんでいることやこまっていること、相談したいと思っていること



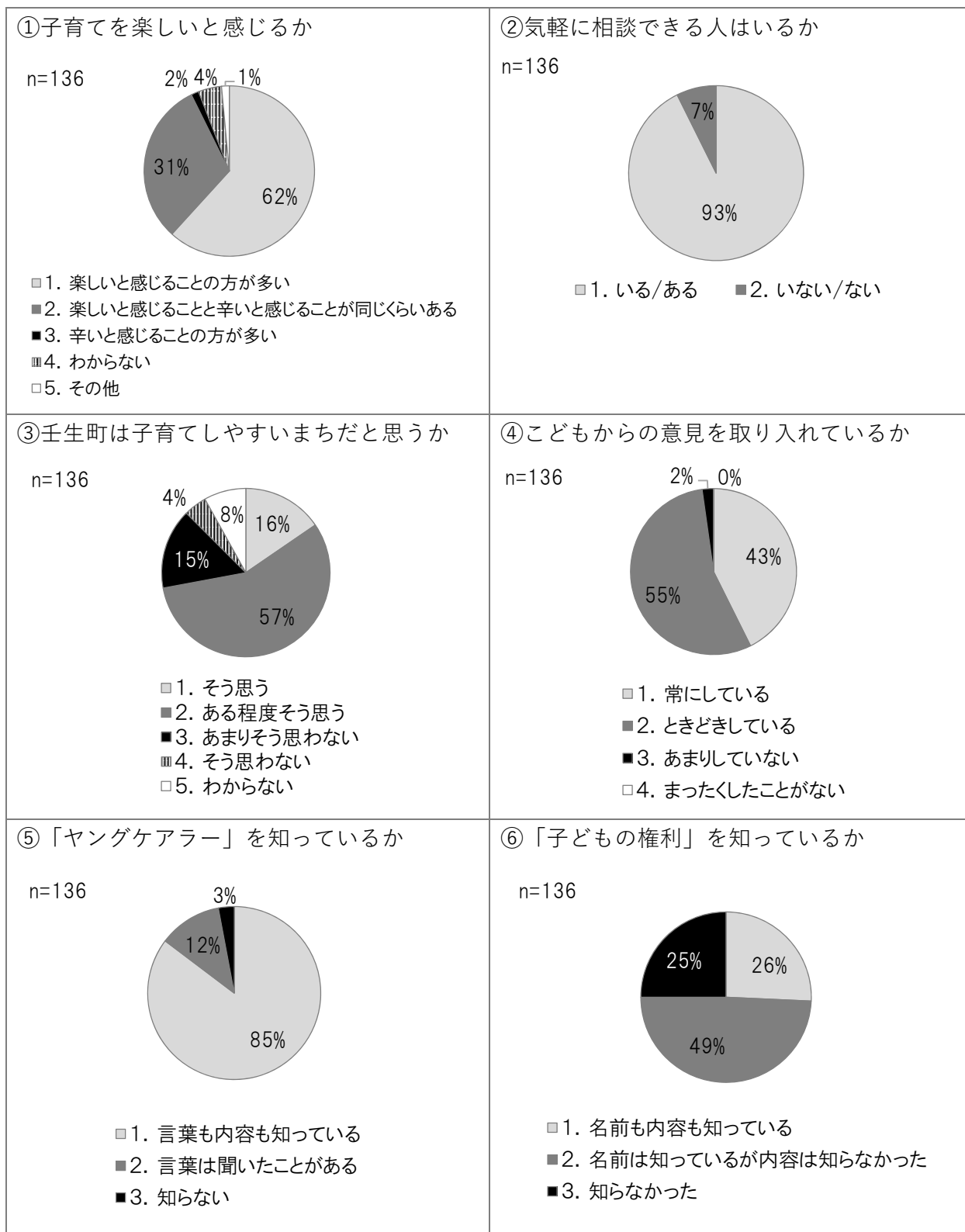
⑧心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談したりできる人がいるか



(4) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要（小・中学生保護者）

小・中学生保護者の子育てについての意識をみると、辛いと感じながら子育てを行っている人が約3割あり、1割弱の人は気軽に相談できる人がいない状況となっています。また、壬生町が子育てしやすいと思わない人は約2割います。

「ヤングケアラー」の認知度は高くなっていますが、「子どもの権利」についての認識は高いとは言えず、こどもからの意見を常に取り入れている人は約4割となっています。



【壬生町を子育てしやすいまちだと思わない理由】

（こどもの居場所）

- ・こども達が学習する場、遊び場が学校や家以外に少ない
- ・図書館が壬生小地区にしかないため、他の地域のこども達は自力で利用できない
- ・年々こども達の遊び場が少なくなっている
- ・ふれあいプールがなくなり、町内外でも残念に思う人が多くいる
- ・放課後過ごせる場所（室内）がない
- ・明るい公園がない
- ・児童館などこどもだけで利用できる施設が少ない

（こどもの安全）

- ・スクールガードさんが少なすぎる
- ・帰り道に一人で長距離歩いている子が多く不安になる

（サポート体制）

- ・小学校卒業まで学童保育を利用できない
- ・障がいがあるこどもに対しての支援が不十分
- ・中学生以上を預かるサポートがない
- ・継続した支援がない

（経済的支援）

- ・就学児のインフルエンザワクチンの助成がない

（地域の利便性）

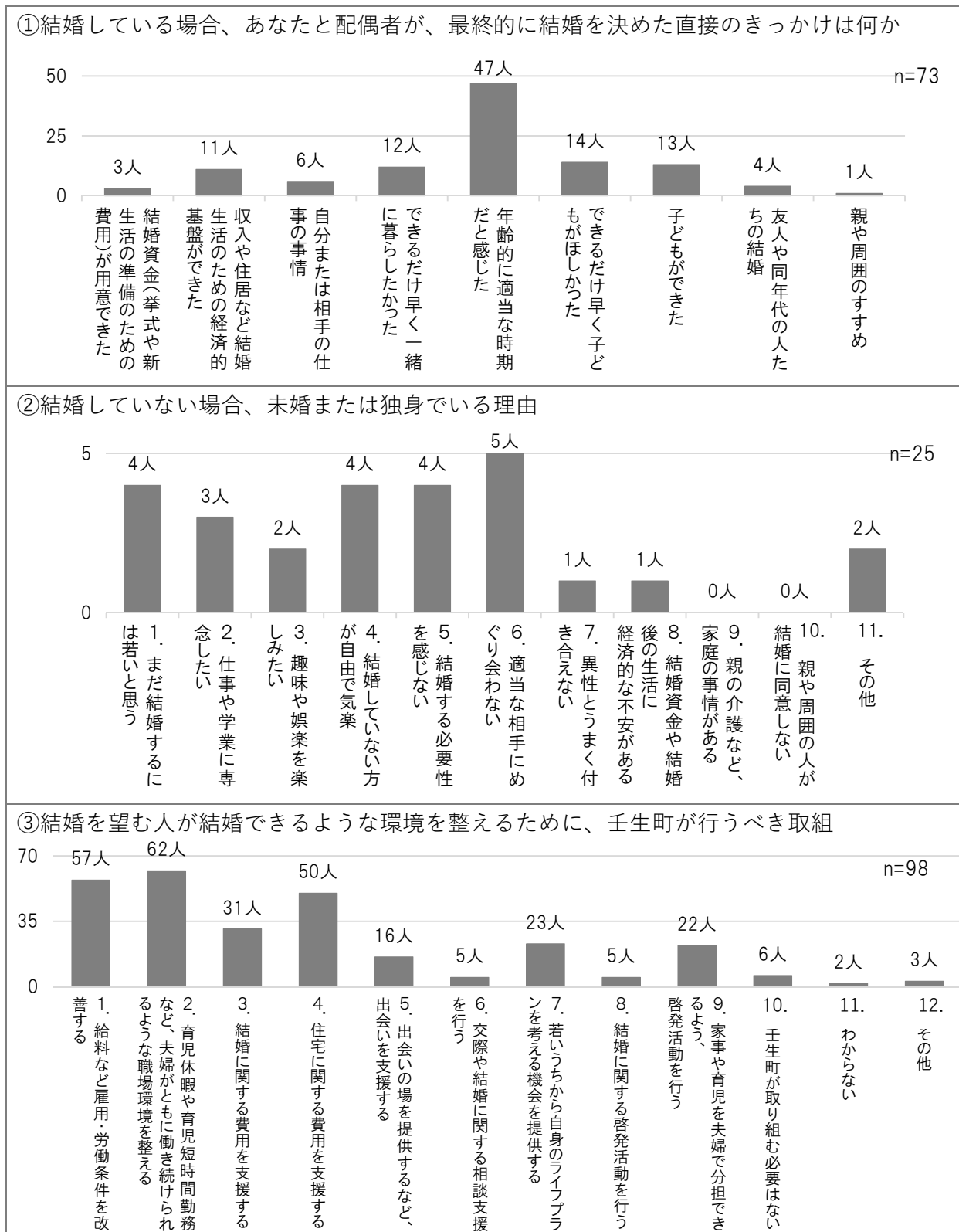
- ・稲葉地区にバスがない
- ・スーパーの移動販売を夕方にも利用したい
- ・子育て施設等の交通の利便性が悪い
- ・皮膚科と耳鼻科が少ない

（その他）

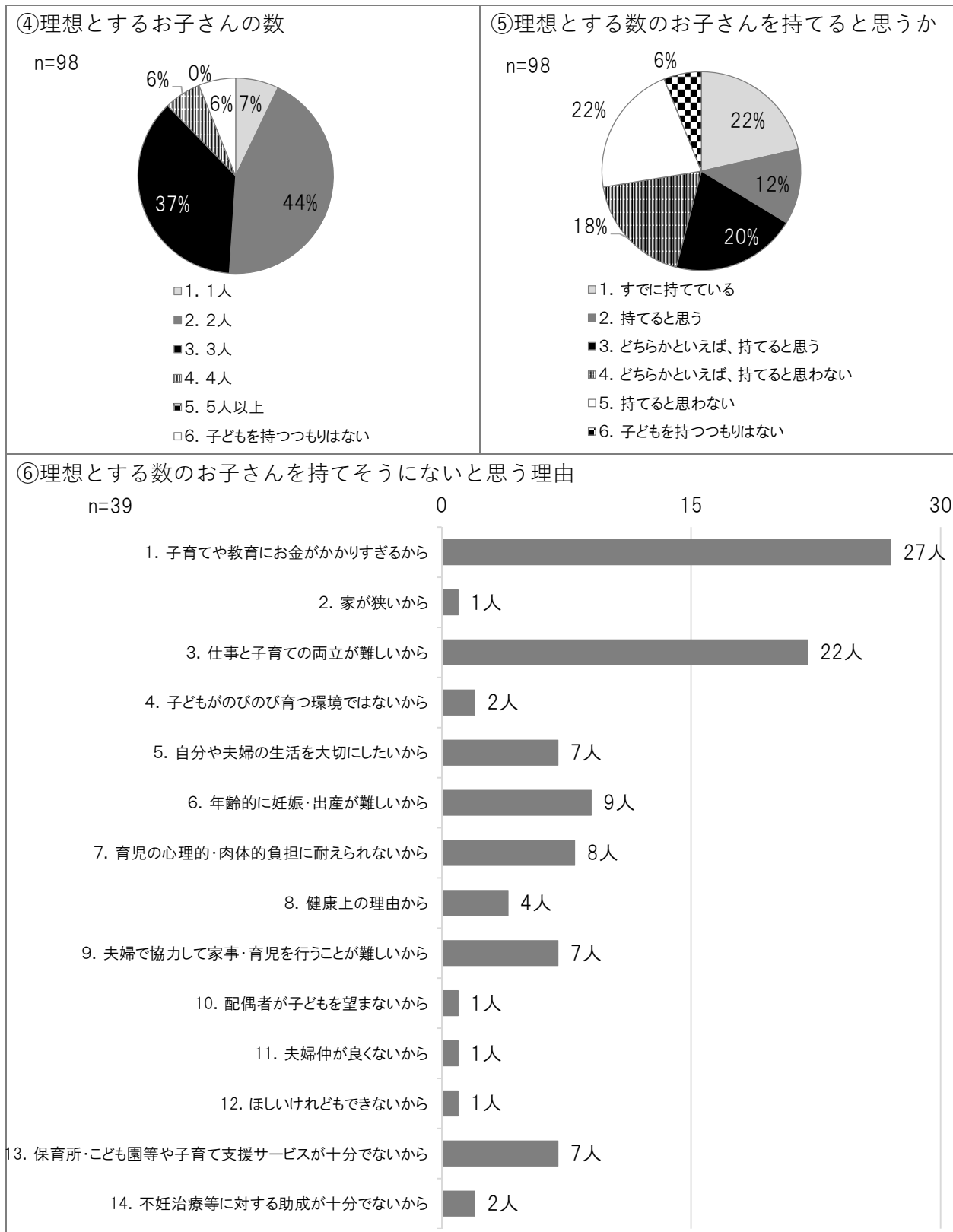
- ・壬生町ならではのメリットを感じない
- ・こどもが参加できるイベントが少ない
- ・こどもが興味をもつコミュニティも少ない

(5) こども計画（こども・若者計画）アンケート調査結果概要

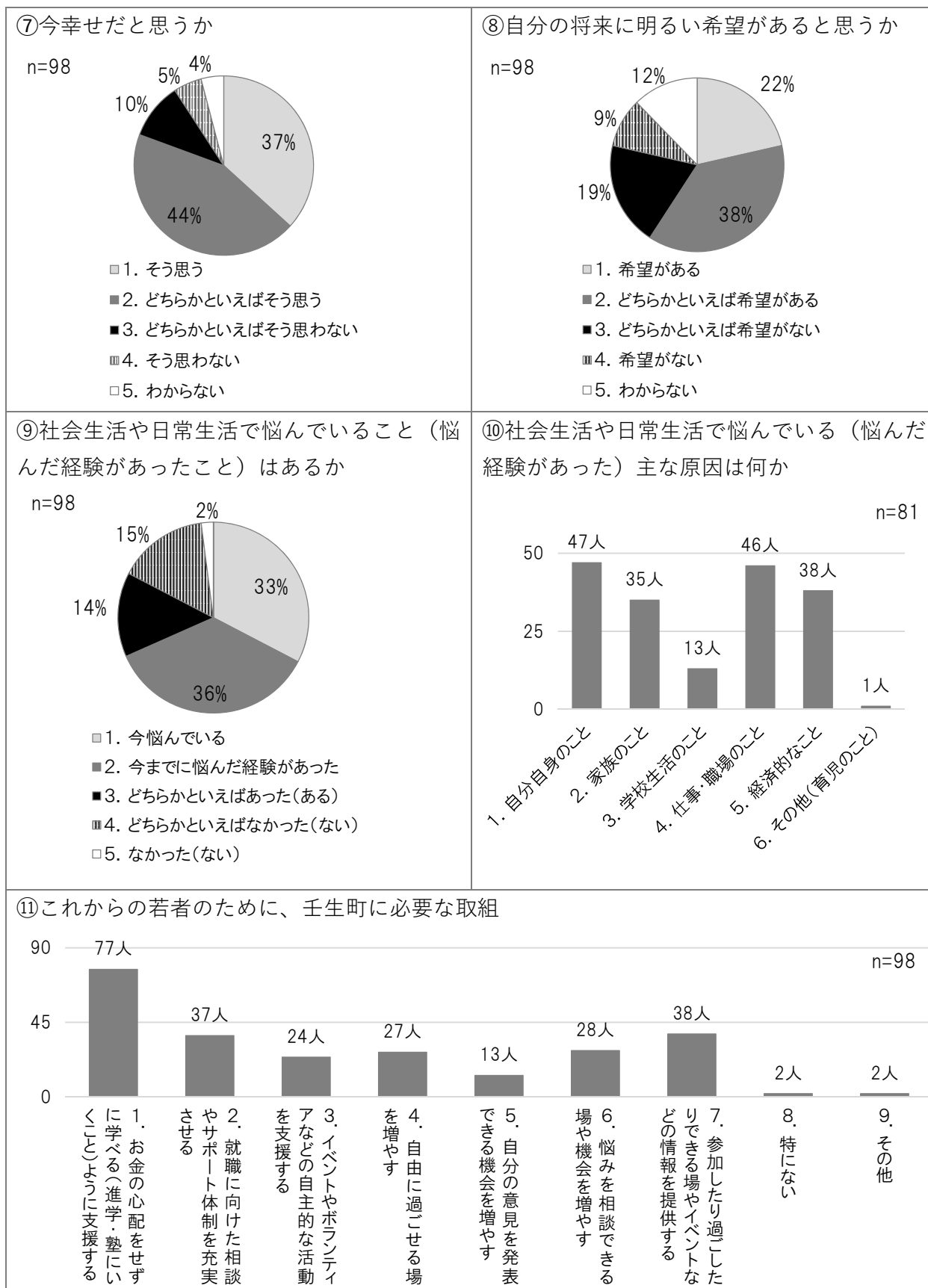
結婚を決めた直接のきっかけは、「年齢的に適当な時期と感じた」が半数以上と最も多くなっています。結婚していない人の理由では、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。結婚を望む人が結婚できるような環境づくりとして町が行うべき取組としては、「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が最も多くなっています。



理想とするこどもの数は、1～2人で約5割、3人以上で約4割、こどもを持つつもりはないが1割弱となっており、理想とするこどもの数を持てるかについては、約4割が持てると思わない（どちらかと言えば含む）状況となっています。理想の数のこどもを持てそうにない理由では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」となっています。



今幸せだと思う人は約 8 割で、将来に希望が持てる人は約 6 割となっています。約 8 割の人に悩みがあり（あった）、その主な原因は「自分自身のこと」「仕事・職場のこと」が多くなっています。これからの若者のために必要な取組では「お金の心配をせずに学べるように支援すること」が最も多くなっています。



3 町長とホッと子育てトークの概要

○ 実施概要は以下のとおりです。

(1) 日時・場所

7月10日(水) 午前10時～11時30分 町保健福祉センター1階 大会議室

(2) 対象者

0歳から小学生までを対象として子育てをする保護者(町内在住)

(3) 参加者数

19名

(4) 実施内容

子育てしやすい環境について、付箋を用いた少人数グループでの意見交換やフリートークを実施

(5) 参加者の声

(子どもの居場所)

- ・こどもが楽しめるあそび場が増えてほしい
- ・こどもの遊び場を増やしてほしい

(サポート体制)

- ・保育園延長時間 22時
- ・ミライクルと短時間託児をお願いします
- ・ビデオ LINE、ZOOM 等による、緊急的にすぐ対応してくれる仕組み

(経済的支援)

- ・経済面での支援をしていただけたら子育て世帯とても助かります
- ・子育て応援金支給
- ・子育ての補助金、施設の充実に期待したい
- ・物価高騰、ふれあいプール復活がうれしいです
- ・物価高騰、お金の面での補助を希望します。すぐに実現してほしい
- ・中学校入学時にも20万ほどお金がかかるようなので、補助があったらうれしいです

(その他)

- ・小学生のランドセル以外の選択肢(リュック)をOKにしてほしいと思う
- ・小規模特認校の見直し。小学校を選択できましたら、こどもにとっても6年間充実できるのではないかと思います
- ・壬生町が子育てロールモデルになるような町になってほしい
- ・不安なく子育てができる町になってほしい

4 子育て支援サービスなどの状況

(1) 保育施設の状況

①保育所（園）の状況

令和6年8月1日における保育所（園）は町立1カ所、私立5カ所で入所児童数は581人となっています。入所児童数は町立、私立とも減少傾向で推移しています。

(R2～R5年度：3月31日、R6年度：8月1日現在)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
町立保育園	施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	定員数（人）	90	90	90	90	90
	入所児童数（人）	91	87	86	82	77
	入所率（％）	101.1	96.7	95.6	91.1	85.6
私立保育園	施設数（カ所）	5	5	5	5	5
	定員数（人）	673	663	653	633	613
	入所児童数（人）	604	590	564	542	504
	入所率（％）	89.7	89.0	86.4	85.6	82.2

資料：こども未来課

②小規模保育施設の状況

小規模保育施設とは、都市部において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応すること等を目的に、地域の実情に応じた多様な保育を提供する小規模の保育施設です。本町では1箇所設置されています。年度により、入所児童数にばらつきがあります。

(R2～R5年度：3月31日、R6年度：8月1日現在)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小規模保育施設	施設数（カ所）	1	1	1	1	1
	定員数（人）	9	9	9	9	9
	入所児童数（人）	9	5	7	9	5
	入所率（％）	100.0	55.6	77.8	100.0	55.6

資料：こども未来課

③認定こども園の状況

3つの幼稚園型の認定こども園と、1つの幼保連携型の認定こども園があり、入所児童数は減少傾向にあります。

(R2～R5年度：3月31日、R6年度：8月1日現在)

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認定こども園	施設数（カ所）	4	4	4	4	4
	定員数（人）	407	390	380	407	407
	入所児童数（人）	352	351	326	316	303
	入所率（％）	86.5	90.0	85.8	77.6	74.4

資料：こども未来課

④延長（時間外）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。利用児童数は減少傾向にあります。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延長保育事業	施設数（カ所）	10	10	10	10	10
	利用児童数（人）	552	432	411	420	396

資料：こども未来課

⑤休日保育事業

日曜・祝日等の休日において、保護者のやむを得ない事由により現在保育園に入園している児童を家庭で保育できない場合に、休日についても保育する事業です。令和4年度、令和5年度と利用が多くなっています。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
休日保育事業	施設数（カ所）	1	0	1	1	1
	延べ利用人数（人）	28	0	5	63	52

資料：こども未来課

⑥発達支援児保育事業

集団教育・保育が可能な児童について、成長の発達等に心配がある児童の受け入れを行い、発達の有無にかかわらず分け隔てなくサービスが受けられるように実施します。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発達支援児 保育事業	施設数（カ所）	10	9	10	8	9
	児童数（人）	42	40	32	23	30

資料：こども未来課

⑦病児・病後児保育事業

保護者の就労等の理由により、家庭で保育できない場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業です。病児対応型とは病気の回復期に至らないで症状の急変がみとめられない場合で、病後児対応型とは病気の回復期で集団保育が困難な場合です。令和6年度より、町内保育施設で病児対応型を開始しました。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
病後児 対応型	施設数(カ所)	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	4	0	8	5	8

資料：こども未来課

・体調不良児対応型

保育中に微熱を出すなど体調不良になった場合に、保護者が迎えに来るまで看護師が対応します。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体調不良児対 応型	施設数（カ所）	2	2	2	2	2
	延べ利用人数（人）	367	241	388	346	484

資料：こども未来課

(2) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所や地域子育て支援拠点において一時的に預かり、必要な保護を行います。

- ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一時預かり事業	実施施設数（カ所）	2	2	2	2	3
	延べ利用人数（人日）	7,517	6,330	4,490	6,615	6,964

- ・上記及び病児・病後児を除く

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一時預かり事業	実施施設数（カ所）	6	6	6	6	6
	延べ利用人数（人日）	364	1,046	635	1,149	1,064

資料：こども未来課

②ファミリー・サポート・センター事業

こどもを預けたい人（依頼会員）と預かる人（協力会員）のネットワークをつくり、地域で子育てを助け合う会員組織です。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ファミサポ事業	依頼会員（人）	458	435	447	470	483
	協力会員（人）	100	52	52	60	63
	利用人数（人日）	233	88	75	111	55

資料：こども未来課

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等で一時的に養育が困難になった場合に、児童福祉施設などで必要な保護を行う事業です。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子育て短期支援事業	施設数（カ所）	5	5	5	5	5
	利用児童数（人日）	4	10	13	0	5

資料：こども未来課

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数（戸）	226	226	193	177	175
	訪問率（%）	100	100	100	100	100

資料：こども未来課

⑤地域子育て支援センター事業

乳幼児及び保護者に相互の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域子育て支援センター	施設数（カ所）	2	2	2	2	2
	延べ利用回数（回）	10,298	3,655	5,403	7,854	10,650

資料：こども未来課

（3）放課後児童健全育成事業の状況

①放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休み等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

令和4年度までは利用児童数が増加傾向にありましたが、令和5年度では15名減少しています。

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施施設数（カ所）	14	17	18	18	18
定員児童数（人）	520	615	665	665	675
利用児童数（人）	617	652	680	703	688
利用率（％）	118.7	106.0	102.3	105.7	101.2

【内訳】

区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1年生（人）	171	158	179	203	188
2年生（人）	168	170	161	184	191
3年生（人）	124	137	152	134	163
4年生（人）	92	97	97	104	94
5年生（人）	43	68	56	51	34
6年生（人）	19	22	35	27	18

資料：こども未来課

(4) 幼稚園の状況

入所児童数は減少傾向にあります。

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
私立幼稚園	施設数 (園)	1	1	1	1	1
	定員数 (人)	45	45	45	45	45
	入所児童数 (人)	36	34	34	30	27
	充足率 (%)	80.0	75.6	75.6	66.7	60.0

* 本町には公立幼稚園はありません。

資料：こども未来課

(5) 小学校・中学校の状況

① 小学校

(各年度 5 月 1 日現在)

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学校数	8	8	8	8	8
児童数 (人)	2,055	2,031	2,025	1,970	1,903

資料：学校教育課

② 中学校

(各年度 5 月 1 日現在)

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学校数	2	2	2	2	2
生徒数 (人)	1,086	1,058	1,021	1,029	1,038

資料：学校教育課

(6) こどもの生活 (貧困) 状況

① 要保護及び準要保護児童の状況

要保護児童とは、生活保護法による保護を受けている世帯、および保護を必要とする状態にある世帯に属する児童です。準要保護児童は生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している世帯に属する児童です。

(各年度 5 月 1 日現在)

区分		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
要保護及び準要保護 対象者数 (人)	小学校	127	130	128	119	99
	中学校	71	70	80	79	85
援助率 (%)	小学校	6.2	6.4	6.3	6.0	5.2
	中学校	6.5	6.6	7.8	7.7	8.2

* 援助率=要保護及び準要保護児童生徒数÷公立小中学校の児童生徒数

資料：学校教育課

②特別支援教育就学奨励費補助事業の状況

障がいのあるこどもを持つ保護者の経済的負担を軽減するため、障がいのあるこどもの教育にかかわる費用を補助する制度です。家庭の経済状況に応じて、保護者に対し補助金が支給されます。

(各年度5月1日現在)

区分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支給対象者(人)	小学校	71	75	73	69	81
	中学校	36	40	39	39	39

資料：学校教育課

(7) 児童虐待などの現状

①児童家庭相談室への相談件数

令和2年度に児童虐待やその他の相談が増加し、相談件数の合計が81件に増加、令和5年度においても82件と多くなっています。令和5年度においては、児童虐待相談が51件と直近5か年で最も多くなっています。

児童家庭相談室への相談件数		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養護相談	児童虐待相談	17	37	32	22	51
	その他相談	9	7	10	20	7
保健相談		0	2	0	0	0
障がい相談		2	5	3	4	5
非行相談		0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	7	6	5	8	3
	不登校相談	1	2	3	4	5
	適正相談	0	0	0	0	0
	育児しつけ相談	3	1	1	1	4
その他の相談		9	21	26	9	7
合計(件)		48	81	80	68	82

資料：こども未来課

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

【壬生町こども計画：基本理念】

一人ひとりに寄り添い、希望を未来につなぐ 壬生町

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、こどもたちの健やかな成長に向けて、家庭はもとより学校・地域とも連携・協力しながら子ども・子育ての環境づくりを進めます。

また、仕事と生活の調和が図られ、結婚や子育てに希望がもてる社会の実現に向け、企業等との連携のもと柔軟な働き方の実現に向けた取組を進めます。

計画の推進にあたっては、こどもの利益が最大限に尊重されるよう「こどもの視点」に立ちながら、「こどもまんなか社会※」の実現に向けた取組を推進します。

地域住民、企業、関係団体、行政等、みんなで一人ひとりに寄り添いあうことで、こども・若者が権利を守られながら、希望を持って健やかに成長することができ、喜びのある子育てを実感できるまちづくりを目指して、基本理念を「ひとり一人に寄り添い、希望を未来につなぐ壬生町」とし、施策を展開していきます。

※「こどもまんなか社会」：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2 基本目標

計画の推進にあたっては、基本理念に基づく 5 つの基本目標を設定します。基本目標の実現に向け、取組を推進します。

【基本目標 1】

こども・若者の健やかな成長を支える環境整備

こども・若者の健やかな成長に向けて、学校や地域と連携し、体験学習や挑戦できる機会を創出します。スポーツや文化活動等の多様な遊びや体験活動等の機会の提供を通じて、創造力や好奇心、思いやりややり抜く力など、生きる力の育成に向けた環境づくりを行います。

また、青少年の健全な育成環境の整備に努めるとともに、思春期の心のケアや、性や健康に対する情報の発信など、健やかな成長を支える環境を整備します。

本町のこどもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、こどもの心身ともに健やかな育成を図るための、成育環境づくりを推進していきます。

【基本目標 2】

こども・若者の希望の実現に向けた取組の推進

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図り、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を尊重し、結婚やこどもを産み育てることを希望する人に向けては、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中しないように、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

【基本目標 3】

喜びのある子育てに向けた取組の推進

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えることが、こどもの健やかな成長のために重要となります。近年では、出産後の母親の抱えるストレスが増大していることから、産後うつやこどもへの虐待、ネグレクトなどが懸念されており、産後ケアの重要性は高まっています。

安心して子育てができる環境を整備し、親子の健康を確保するとともに、子育てや教育に関する経済的な負担を軽減させるなど、喜びのある子育てに向けた取組を推進します。

【基本目標4】

配慮が必要な子ども・家庭への支援の充実

社会構造の変化、少子化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の育児の孤立及び不安、児童虐待、子どもの貧困等、様々な課題が顕在化しています。子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちに影響を及ぼすものであり、生まれ育った環境によって現在と将来が左右されることのないよう貧困を解消し、連鎖を断ち切る必要があります。

児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、子どもの貧困の解消、障がいを持つ子どもへの支援など、特に配慮を必要とする子どもや家庭に対しての支援の充実を図ります。

【基本目標5】

地域で寄り添う子育て支援と安全・安心の推進

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体があるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦その他の地域人材も多くあります。こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用し、みんなで寄り添いながら、地域で子育て家庭を支えていくための取組を推進します。

また、公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により安心して外出できる環境整備と交通安全対策、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して暮らせる取組を推進します。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の第60条において、国は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めることとされています。

また、基本指針では、教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めることされており、本町においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、壬生町全域とします。

4 施策体系

施策体系は以下とおりです。

基本理念	対象	基本目標	基本施策
一人ひとりに寄り添い、希望を未来につなぐ 壬生町	こども・若者	基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える環境整備	1 生きる力の育成に向けた環境の整備 2 多様な遊びや体験の機会づくり 3 健やかな成長を支える環境の整備
		基本目標 2 こども・若者の希望の実現に向けた取組の推進	1 こども・若者が権利の主体であることの周知啓発 2 共働き・共育での推進 3 若者の自立や社会参加に向けた支援の推進
	子育て当事者	基本目標 3 喜びのある子育てに向けた取組の推進	1 安心して子育てができる環境の整備 2 親子の健康の確保と増進 3 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		基本目標 4 配慮が必要なこども・家庭への支援の充実	1 困難を抱えるこども・家庭への支援 2 こどもの貧困対策の推進
	地域社会	基本目標 5 地域で寄り添う子育て支援と安全・安心の推進	1 地域で寄り添う子ども・子育て支援の促進 2 住みやすい生活環境の整備 3 交通安全や防犯対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える環境整備

(1) 生きる力の育成に向けた環境の整備

① 学校教育環境の整備

【事業No.1-1】 外国語指導助手による外国語活動の充実

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	外国語指導助手を、町内小中学校に7名配置し英語学習の充実を図っています。さらに、町内の幼稚園・保育園の中で希望する園に対して外国語指導助手を派遣しています。				
課題・方針	英語学習の充実を図るため、今後も事業を継続していきます。				

【事業No.1-2】 宿泊体験活動推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	小学生を対象に、集団で宿泊しながら、自然体験をはじめ、共同生活体験、社会体験など、学校外の生きた教材や生活場面での直接体験を通して生きる力を育めるよう事業を行います。				
課題・方針	こどもにさまざまな体験をさせるため、今後も事業を継続していきます。				

【事業No.1-3】 マイ・チャレンジ推進事業

評価	見直しが必要	事業方向	見直し	担当	学校教育課
業務等	「学校・家庭・地域が力を合わせて地域のこどもを育成する」ことを趣旨として、中学2年生を対象に、地域の方々とのふれあいなど、3日間の職業体験活動を通し、「共に生きる心」や「感謝の心」の育成を図ります。				
課題・方針	当初想定した事業とは社会情勢が変わってきており、今後は違った形での補助事業に見直す必要があります。				

【事業No.1-4】 中学生国際交流推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	町内の中学2年生を海外に派遣し、現地でのホームステイや中高生との交流を通じて、外国語による表現力や理解力を高めるとともに、国際感覚豊かな生徒の育成と国際交流の推進を図ります。				
課題・方針	令和6年度は中学2、3年生を対象として実施したため、今後も3年生を加えた実施となる予定。国際感覚豊かな生徒の育成と国際交流の推進を図るため継続していきます。				

②放課後関連事業等の整備

【事業No.1-5】 放課後子ども教室事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	拡充	担当	生涯学習課
業務等	放課後に小学校等の施設を活用して、こどもたちの安心安全な居場所を設け、地域住民の参画を得て、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。				
課題・方針	未実施校での実施について検討します。				

【事業No.1-6】 みぶっ子心のきらめき表彰

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	保護者及び地域や学校、行政等が、こどもの持つ内面的な素晴らしさや、内面から表出する素晴らしい行い等に目を向けてその良さを伝える習慣を持つとともに、こどもたち一人一人を表彰することで、こどもたちの自己肯定感、自己有用感及び存在感を高め、自信を持ってたくましく生きるこどもを育てることを目的とします。				

【事業No.1-7】 論語の素読

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課、生涯学習課
業務等	<p>県内で最も早くできた藩校「学習館」（1713年設立）で実践されていた「論語」の素読を行うことで、言語文化としての古典に親しむ態度を育成するとともに、壬生藩学の特色について理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。平成25年度には、冊子『壬生論語古義抄』を作成し、町内の小中学生全員への配布を継続します。</p> <p>また、こどもたちが成果を再認識し、論語を学び続ける意欲喚起のため、壬生論語検定を実施します。</p>				
課題・方針	<p>論語素読に対する一般町民への意識づけ</p> <p>論語の教育者の育成</p>				

【事業No.1-8】 こどもエコクラブの推進

評価	見直しが必要	事業方向	見直し	担当	生活環境課
業務等	こどもエコクラブの活動を推進することにより、こどもの環境に対する意識とエコロジー精神を育みます。				
課題・方針	こどもエコクラブの活動に代わり、令和6年度中に策定予定の「壬生町環境基本計画」に基づき、令和7年度より児童を対象とした環境教室を実施し、エネルギーや地球温暖化など環境問題に関心を持ち、環境保全を自ら考え実践する意識を育みます。				

【事業No.1-9】 地域学校協働活動推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	学校の教育活動や地域行事等の中で、地域住民がこども支援ボランティアとして自らの教育力を発揮しながらこどもにかかわる諸活動を展開し、こどもたちが地域住民とのかかわりあいを通して社会性や郷土愛など、豊かな人間性を育めるよう推進します。				

(2) 多様な遊びや体験の機会づくり

① 児童の体験活動の推進

【事業No.1-10】 児童館における体験教室

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	児童館では、未就園児親子教室、小学生教室、プチ工作、世代間交流、年3回の祭り等の開催によって、遊びや地域との交流を通してこどもたちが健康で心豊かに育つことができるよう努めます。						
課題・方針	こどもたちが興味を持つような教室を増やし、多くの人に児童館を利用してもらえるようにしていきます。 課題として、児童館までの交通機関の確保が挙げられます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
利用人数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		81	100	120	150	150	150

【事業No.1-11】 みぶホリデーアクションプラン

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課		
業務等	こどもたちに不足している体験活動を提供するため、こどもたちが自由に遊べる場として、デイキャンプ、ドッジボール大会、カルタ取り大会等の体験活動を通して、異なる年齢集団との交流を図るとともに、地域支援ボランティアが趣味や特技を生かした講座を開催し、大人とこどもの交流を図ります。						
課題・方針	夏季の高温下の事業実施について、現状の事業内容では実施が困難であることから、事業内容について検討を行う必要があります。						

【事業 No.1-12】 平地林保全対策推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	農政課		
業務等	現在、「わんぱく北っ子の森」（壬生北小学校）を学習林として管理し、こどもが自然とのふれあいを楽しみながら、自然の尊さや仕組みを理解してもらうとともに、自然を守る意識の高揚を図り、こどもの健全な育成を推進しています。今後も、こどもたちの自然とのふれあいの場の拡充に努めます。						
課題・方針	学習林としての管理は行っているが、指導者の高齢化も進んできていることから、代わりとなる人材の育成が必要となってきました。						

②スポーツ・イベントによる心身の育成の推進

【事業 No.1-13】しののめ花祭り開催事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	商工観光課		
業務等	毎年、多くの町民が参加する、しののめ花祭りに、親子の参加を呼びかけ、親子同士や地域住民と交流し、また、お祭を楽しむことにより、親の気分転換やこどもたちの心身の健全育成を図ります。						
課題・方針	コロナ禍以前に実施していたステージイベントに代わるイベントの実施を図りたいが、駐車場に限りがあり、イベントによる来客増に、現在の駐車場のキャパシティーでは対応しきれないところが課題となっています。						
項目	単位	実績			見込（または目標）		
来場者数 (推定)	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		15,500	16,020	20,790	20,000	20,000	20,000

【事業 No.1-14】学校体育施設開放事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	スポーツ振興課		
業務等	学校施設をこどもたちがスポーツなどの地域活動の場として利用し、生涯スポーツの普及とこどもたちの心身の健全育成を図ります。						
課題・方針	登録団体が増えたことにより、利用人数も増加しています。引き続き、学校施設をスポーツ等活動の場として利用できるよう、施設の営繕に努めます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
利用人数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		82,037	86,551	90,000	92,000	95,000	96,000

【事業 No.1-15】総合型地域スポーツクラブ等の運営

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	スポーツ振興課		
業務等	総合型地域スポーツクラブは、町民総スポーツ活動の推進及び各世代・地域・種目間の交流の促進、住民の健康増進、心身の健全育成が図られることなどが期待されます。「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しめるよう、その運営のための支援を積極的にしていきます。						
課題・方針	コロナ禍により一時的に会員数が減少していましたが、近年はまた増加傾向にあります。引き続き、幅広い世代・地域・種目間の交流の促進を推進するため、積極的に支援していきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
会員数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		495	600	620	640	660	680

【事業 No.1-16】健康ふくしま祭り開催事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	見直し	担当	健康福祉課		
業務等	健康維持・増進・福祉に関する総合的な普及、啓発のため、健康ふくしま祭りを開催し、住民の健康づくりと福祉に対する意識の向上を図ります。						
課題・方針	令和5年度より、開催会場を保健福祉センターから役場新庁舎へ変更し、再開しました。今後も継続して開催し、健康や福祉についての情報を住民に対し普及、啓発していきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
来場人数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		開催無し	2,000	2,500	2,500	2,500	2,500

【事業 No.1-17】ゆうがおマラソン大会の開催

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	スポーツ振興課		
業務等	幼児から参加できるゆうがおマラソン大会では、年齢に応じたクラスにエントリーできます。親子ペアでは家族のふれあいや親子の絆を深める良い機会となっています。また、町民の健康増進やこどもたちの体力向上に寄与しています。						
課題・方針	全国的にマラソン参加人数が減少傾向にあることから、記念品やゲストランナー等について検討し、魅力ある大会につなげていきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
参加者数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		892	1,241	1,300	1,350	1,400	1,450

【事業 No.1-18】ふれあいプールへの招待

評価	－	事業方向	廃止	担当	スポーツ振興課		
業務等	小中学生に、ふれあいプールの無料入場券を配布し、こどもたちの心身の健全育成を図ります。						
課題・方針	ふれあいプールは令和4年度末をもって閉鎖となりました。						

【事業 No.1-19】スポーツライミング普及促進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	スポーツ振興課		
業務等	近年、人気上昇してきたスポーツライミングの普及促進を目指す事業です。特に「ボルダリング」を中心に親子入門教室などを実施し、スポーツによる親子の交流、町民交流の活性化やスポーツ事業と健康事業との連携を通じた町民等の健康増進などを図ります。						
課題・方針	スポーツライミングの普及促進に向けて、栃木県の「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金」を活用した体験教室型のイベントなどを開催します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
利用者数	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		1,476	1,776	1,800	1,850	1,950	2,050

③文化活動による心の育成の推進

【事業 No.1-20】 学校の資料館利用推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	児童や保護者を含む多くの住民に学校へ出向いて頂き、「郷土の人物」「論語の素読」「かんぴょうむきの体験」等を中心とした講義を行い、郷土に誇りと愛着を持ってもらうよう活動を継続していきます。				
課題・方針	学校の利用の拡大				

【事業 No.1-21】 音楽鑑賞会開催等事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課		
業務等	町で主催する音楽会等に、こどもたちや親子での参加が可能なプログラムの開催に留意して、文化芸術活動への関心を高め、豊かな感性の育成を図ります。また、各種の文化活動への活発な参加及び実践を促します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
公演回数	回	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		—	1	1	1	1	1

【事業 No.1-22】 企画展開催事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	郷土の歴史や文化等を紹介する企画展・特別展に、こどもたちや親子の参加を呼びかけ、郷土の歴史や文化等を知り、郷土を愛する心の育成を図ります。				

【事業 No.1-23】 移動図書館運営事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	各地域の拠点である小学校へ専用車で巡回して図書を貸出し、こどもの本に対する関心を高め、豊かな心を育みます。				
課題・方針	専用車両が老朽化しており、車両が利用できなくなった場合の事業体制について検討する必要があります。				

(3) 健やかな成長を支える環境の整備

①食育の推進

【事業 No.1-24】母子栄養事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	両親学級において、妊娠期からの栄養バランスの重要性について指導します。離乳食教室においては、生後4～5ヶ月の乳児の保護者に、離乳食を含めたバランスのとれた食事、母乳やミルクの与え方について、栄養士が指導・相談を行います。				
課題・方針	今後も健やかな成長を育むために、食事の大切さや楽しさ、バランスの良い食事を指導するとともに、随時個別の相談に応じるなど妊娠期から食育の推進に努めます。				

【事業 No.1-25】地産地消推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	農政課
業務等	生産者、学校、関係団体等と連携し、こどもたちが食について自ら学び、実践できるような体制を整備するとともに、安全・安心で新鮮な農産物の生産を目指し、農業に対する理解促進を図ります。				
課題・方針	引き続き、JAしもつけと連携を取りながら、壬生町の食材を学校給食に提供します。特に壬生町の特産物であるかんぴょうは、毎月「ふくベランチ」として提供し、食育の推進を図っていきます。				

【事業 No.1-26】子どもの食育教室事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課、健康福祉課、こども未来課
業務等	児童館や保育所・学校等と連携をとり、「子どもの料理コンクール」や「親子の食育教室」等各種教室を活用し、親子で調理・共食を体験するとともに、食に関する基本所作を修得する機会を提供します。				
課題・方針	食育推進のため、今後も事業を継続します。 栃木県の「子どもの料理コンクール」事業がなくなったため、「親子の食育教室」を中心に、親子で調理・共食体験及び食に対する基本所作を習得する機会の増加を図ります。				

【事業 No.1-27】食育推進計画の見直し

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	農政課、健康福祉課
業務等	食育推進計画を見直し、健全な食生活の実現に向けた取り組みを推進します。				
課題・方針	第2期食育推進計画については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、目標指標が未達成な項目がありました。第3期食育推進計画では各担当で連携をして、目標指標の達成に向けて取り組んでいきます。				

②思春期保健の充実

【事業 No.1-28】子どもの心の健康づくり対策事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課、こども未来課
業務等	<p>小学校において、担任・養護教諭・保健師が連携し、性教育を行っています。今後も性教育の実施とともに、思いやりやさしさ等についての教育を行い、こどもの豊かな心の育成に努めます。</p> <p>また、関係機関と連携し、身体的・精神的に問題を抱えたこども及び保護者が相談しやすい体制を整えます。</p>				
課題・方針	<p>今後も性教育の実施とともに、思いやりやさしさ等について教育を行っていきます。</p>				

【事業 No.1-29】喫煙対策

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課、健康福祉課、こども未来課
業務等	<p>「健康みぶ21計画」の一環として、タバコの害についての健康教室を実施しています。町内幼稚園・保育所においては、母子保健推進員の協力のもと、各小中学校においては、養護教諭と連携し指導啓発を行い、未成年者には喫煙させない環境整備及び歩きタバコ等に対するマナーの啓発を推進します。</p>				
課題・方針	<p>今後もたばこの害や禁煙対策についての普及啓発を継続していきます。</p> <p>児童生徒に対する指導啓発に加え、教職員に対しても周知啓発に努めていきます。</p>				

③青少年健全育成の推進

【事業 No.1-30】青少年健全育成標語募集

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	<p>青少年を非行から守り犯罪の未然防止と更生のために、町内在住の中学2年生を対象に、標語を募集し、広く町民に普及啓発を図り、青少年健全育成活動を推進します。</p>				

【事業 No.1-31】青少年を取り巻く有害環境浄化の推進

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	<p>栃木県及び下都賀管内の市町と連携して、青少年に有害な図書等を販売する書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等を定期的に調査し、状況を把握し、適切な販売方法等の指導に努めます。</p> <p>また、有害図書等を販売する自販機については、地権者及び管理者を定期訪問し、有害図書等の販売に関する現状を伝えた上で、撤去に対する協力依頼を行っていきます。</p>				

【事業 No.1-32】 青少年健全育成事業の実施

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	21世紀を担う子どもたちを健全に育てるために、家庭・学校・地域が連携し様々な事業を展開します。子どもと親を対象に、インターネットや携帯電話のトラブルなどをテーマとした講話等を実施します。				
課題・方針	自治会等を対象に青少年健全育成地域懇談会を開催します。				

【事業 No.1-33】 街頭指導、パトロールの実施

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	将来ある青少年の豊かな生活と人格の形成を目指し、催し会場及び町内を深夜時に巡回し、定期的な指導を実施します。				

【事業 No.1-34】 青少年健全育成実施委員会の支援

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	町内関係機関団体が積極的に力を合わせ、青少年健全育成に取り組んでいる活動を支援します。				

基本目標 2 こども・若者の希望の実現に向けた取組の推進

(1) こども・若者が権利の主体であることの周知啓発

①こどもの人権の啓発

【事業 No.2-1】 こどもの人権の周知徹底

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	こどもに対する啓発については、人権擁護委員と連携し、毎年小学校2校を選定して「人権の花」運動を実施します。				
課題・方針	今後も人権擁護委員と連携して、人権思想の啓発に努めていきます。				

②こども・若者の社会参画の推進

【事業 No.2-2】 こども計画へのこども・若者の意見の反映

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	こども・若者の意見を表明する機会を創出するとともに、意見を受け止め、計画の推進へと反映させます。				

【事業 No.2-3】 こどもの社会参加の推進

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	こどもたちが、地域の行事や社会奉仕活動等に積極的に参加するよう、啓発の機会や参加の場を提供し、自立心・自己有用感や地域を愛する心の育成を図ります。				

(2) 共働き・共育ての推進

①仕事と子育ての両立への推進

【事業 No.2-4】 就労環境改善の職場への啓発

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	商工観光課		
業務等	産休、育児休業の取得の推進や働き方の見直しなどについて労働局などと連携し、町内の企業や職場などに啓発を行い、出産・子育てに適した就労環境の改善を図ります。						
課題・方針	引き続き産休、育児休業の取得の推進や働き方の見直しなどについて町内の企業や職場などに啓発を行うことで、就労環境の改善を図ります。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
啓発チラシ、広報	回	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		3	3	3	3	3	3

【事業 No.2-5】 就労情報の提供

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	商工観光課		
業務等	再就職や就職についての情報を、ハローワーク等と連携し提供します。						
課題・方針	引き続きハローワーク等と連携し、就労情報の提供を行います。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
チラシ 提供	回	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		50	50	50	50	50	50

②男女共同による子育ての推進

【事業 No.2-6】 両親学級の開催

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	子育ては女性だけが担うものではなく、男性も積極的に参加するように、男性にも出産や子育てについての学習の場を提供します。						

【事業 No.2-7】 男女共同参画推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課		
業務等	男女共同による子育ての啓発を行い、父親のみならず、町民の意識改革を図り、男女共同参画を推進します。						
課題・方針	町民全体への周知を目的とした講演会実施の形態から、町民を対象とした男女共同参画に関する具体的な内容の講習実施へと方向転換していきます。						

【事業 No.2-8】 育メン教室の開催

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	女性への負担が多い家事・育児について、男性の協力が得られるよう、子育てに不慣れな男性にもわかりやすい子育て講座や、こどもとのふれあい遊びを紹介し、積極的に子育てを楽しむ育メンを増やしていきます。 また、育メンが集える場所を提供し、男性の育児参加が継続的に行われるよう促します。						
課題・方針	子育てイベントに父親とこどもが初めて参加することに強い抵抗感があることから、両親で子育てを楽しめる機会も増やししながら父親の育児参加を推進します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
育メン 教室開催	回	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		3	4	5	5	5	5

(3) 若者の自立や社会参加に向けた支援の推進

①若者への就職支援

【事業 No.2-9】 ハローワークとの連携

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	若者の就労支援に向けて、ハローワークと連携しながら取組を進めます。				

②結婚を希望する若者への支援

【事業 No.2-10】 婚活支援事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	結婚を希望する若者に向けた支援及び新婚生活を後押しする支援を推進します。				

③社会的に孤立している若者への支援

【事業 No.2-11】 相談窓口の周知啓発

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	社会的に孤立している若者への支援に向けて、各種相談窓口の周知啓発に努めます。				

【事業 No.2-12】 重層的支援体制整備事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課、健康福祉課
業務等	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、高齢、障がい、子育て、生活困窮の相談支援や地域づくりにかかる既存制度の壁を低くしてスムーズな連携を行い①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくり事業を一体的に実施します。</p> <p>子育ての分野においては、利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業を、重層的支援体制整備事業として実施します。</p>				

基本目標3 喜びのある子育てに向けた取組の推進

【子ども・子育て支援事業計画について】

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定するものとされ、下表のとおり対象となる施設・事業が定められています。

事業区分			実施事業例
教育・保育	1	教育・保育施設	・幼稚園・保育園・認定こども園
	2	地域型保育事業	・家庭的保育事業・小規模保育事業 ・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業
地域子ども・子育て支援事業	1	時間外保育事業	・延長保育
	2	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ
	3	子育て短期支援事業	・ショートステイ
	4	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業
	5	一時預かり事業	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ・保育園等における一時預かり（預かり保育）事業
	6	病児保育事業	・病児保育事業
	7	子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター
	8	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業
	9	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業
	10	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等
	11	利用者支援に関する事業	・地域子育て支援拠点における利用者支援 ・保育コンシェルジュ ・こども家庭センター
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・市町村が条例に定めた利用者負担額に、教育・保育施設が教材費、行事参加費などの上乘せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により行う実費負担の補助
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・民間事業者の参入の促進に関する調査研究 ・多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
	14	産後ケア事業	・産後ケア事業
	15	乳児等通園支援事業	・こども誰でも通園事業

(1) 安心して子育てができる環境の整備

①乳幼児期の教育・保育サービス等の充実

【事業 No.3-1】 特定教育・保育事業

< 幼稚園・認定こども園（1号認定、3～5歳児） >

【量の見込み】

推計児童人口とニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みを行いました。

確保方策として、各年度 354 人の確保を見込んでおり、令和 7 年度から 5 年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。

区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
3 歳～5 歳児の推計人口	703	669	620	621	641

区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
①量の見込み	144	137	127	128	132	
②確保方策	認定こども園	309	309	309	309	309
	幼稚園	45	45	45	45	45
	小計②	354	354	354	354	354
②－①	210	217	227	226	222	

< 保育所など（2号認定、3～5歳児） >

【量の見込み】

推計児童人口とニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みを行いました。令和 7 年度の見込み量は 542 人となり、以降未就学児童数の減少に伴い、減少傾向で推移しますが、子育て世代の女性の就業率は増加傾向であるため、令和 11 年度には 489 人になると見込んでいます。

確保方策として、令和 7 年度には 634 人の確保を見込んでおり、令和 7 年度から 5 年間の見込み量に対して、提供量が確保できる見通しとなっています。

区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	
①量の見込み	542	516	478	479	489	
②確保方策	認定こども園	247	247	247	247	247
	保育所	387	387	387	387	387
	小計②	634	634	634	634	634
②－①	92	118	156	155	145	

< 保育所など（3号認定、0～2歳児） >

【量の見込み】

推計児童人口とニーズ調査の結果、実績値を勘案して量の見込みを行いました。

0歳児の令和7年度の見込み量は116人となっていますが、令和8年度に0歳児の推計人口増加に合わせて量の見込みも増加で見込んでいます。

0歳児の確保方策については、令和7年度から0歳児保育の拡充により量の見込みの確保を図ります。

1・2歳児の令和7年度の量の見込みは、275人となっており、以降利用ニーズの増加に伴い、令和10年度まで増加傾向で推移すると見込んでいます。

確保方策については、令和7年度には360人の確保を見込んでおり、令和7年度から5年間の見込み量に対して、提供量が確保できる見通しとなっています。

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児の推計人口	190	204	202	200	198
1歳～2歳児の推計人口	385	390	420	432	428

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み（0歳児）	116	125	124	123	121
②確保方策	認定こども園	30	30	30	30
	保育所	92	92	92	92
	小規模保育	4	4	4	4
	小計②	126	126	126	126
②－①	10	1	2	3	5

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み（1・2歳児）	275	277	299	308	305
②確保方策	認定こども園	126	126	126	126
	保育所	229	229	229	229
	小規模保育	5	5	5	5
	小計②	360	360	360	360
②－①	85	83	61	52	55

【事業 No.3-2】利用者支援事業

こどもとその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供や必要に応じて相談、助言等を行い関係機関への連絡、調整などを行います。

【量の見込み】

現在、基本型は壬生町子育て支援センターつばめ、こども家庭センター型は本庁舎こども未来課にて実施しています。

基本型		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	施設数	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数	1	1	1	1	1
②-①(施設数)		0	0	0	0	0

こども家庭センター型		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	施設数	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数	1	1	1	1	1
②-①(施設数)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-3】地域子育て支援拠点事業

こども未来課を総合的な窓口として壬生町子育て支援センターひよこ、壬生町子育て支援センターつばめで、子育て全般に関する相談や助言、情報の提供を行っています。

【量の見込み】

実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。令和5年度における利用回数は10,650回となっており、子育ての孤立化や貧困、虐待等様々な問題が増加しているため、今後も拡充の方向で整備していきます。

地域子育て支援拠点事業		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	施設数	2	2	2	2	2
	利用(回)	11,012	11,386	11,773	12,173	12,586
②確保方策	施設数	2	2	2	2	2
	利用(回)	11,012	11,386	11,773	12,173	12,586
②-①(施設数)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-4】妊婦健康診査事業

母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査受診票（14枚）を渡しています。同時に産婦健康診査受診票（2枚）、新生児聴覚検査受診票（1枚）、1ヶ月児健康診査受診票（1枚）もお渡しします。

【量の見込み】

令和4年度における延べ受診人数は2,394人、令和5年度では2,387人となっています。実績値を踏まえ令和7年度以降の必要量を見込み、受診率100%を目標としていきます。

妊婦健康診査事業		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	受診人数	2,584	2,774	2,747	2,720	2,693

【事業 No.3-5】 乳児家庭全戸訪問事業

妊娠届の提出時、転入された人は妊婦健康診査受診票の交付時にお渡しした壬生町お誕生連絡票をもとに、赤ちゃんの生まれたすべての家庭に対し、町のスタッフ（保健師・助産師等）が訪問します。

【量の見込み】

訪問実績は令和4年度で182戸、令和5年度で175戸と減少傾向で推移しています。実績値を踏まえ令和7年度以降の必要量を見込み、訪問率100%を目標としていきます。

乳児家庭全戸訪問事業		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	訪問戸数	190	204	202	200	198

【事業 No.3-6】 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育の支援が特に必要と認められる家庭に対し、専門的な支援員が訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【量の見込み】

訪問実績は令和4年度で延べ32回（実戸数3戸）、令和5年度で延べ38回（実戸数1戸）となっています。実績値を踏まえ令和7年度以降の必要量を見込んでいます。

養育支援訪問事業		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	訪問戸数	38	38	38	38	38

【事業 No.3-7】 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童の保護者の疾病などにより一時的に養育が困難となった場合に、児童福祉施設などで児童を一時的（原則7日以内）に預かります。

【量の見込み】

現在6か所の施設で実施し、利用状況は令和5年度において年間5人日です。実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。現状、本町には該当施設はありませんが、利用状況により設置を検討していきます。

ショートステイ		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	利用(人日)	10	10	10	10	10
②確保方策	利用(人日)	10	10	10	10	10
	施設数	6	6	6	6	6
②-①(人日)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-8】ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】

令和5年度における利用人数は延べ55人、依頼会員数は483人、協力会員数は63人となっています。実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。利用ニーズの増加に伴い、令和7年度以降増加傾向で見込んでいます。

ファミリー・サポート・センター		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	利用(人日)	160	170	180	190	200
②確保方策	利用(人日)	550	550	550	550	550
	依頼会員(人)	500	500	500	500	500
	協力会員(人)	130	140	140	140	140
②-①(人日)		390	380	370	360	350

【事業 No.3-9】一時預かり事業

保護者がやむを得ない事由により家庭保育が困難となった時や、買い物・食事等リフレッシュしたい時に平日の昼間、乳幼児を一時的に預かります。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり>

【量の見込み】

令和5年度における利用人数は延べ6,964人です。実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。現在5か所で実施しており、見込み量に対して十分な提供量が確保できる見通しとなっています。

一時預かり事業(在園児対象型)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	施設数	5	5	5	5	5
	1号認定利用(人)	7,331	7,331	7,331	7,331	7,331
	2号認定利用(人)	-	-	-	-	-
②確保方策	施設数	5	5	5	5	5
	利用(人)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②-①(人)		3,669	3,669	3,669	3,669	3,669

<前記及び病児・病後児を除く>

【量の見込み】

実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。主として保育所や幼稚園、認定こども園等にっていない、または在籍していない乳幼児を対象に実施しています。

今後の見込み量に対して、現状の提供体制を維持することで現状は提供量が確保できる見通しとなっています。

一時預かり事業		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	施設数	6	6	6	6	6
	利用(人)	1,150	1,350	1,350	1,350	1,350
②確保方策	施設数	6	6	6	6	6
	利用(人)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②-①(人)		250	50	50	50	50

【事業 No.3-10】 延長（時間外）保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込み】

人口推計と実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。現在、10 か所の認定こども園、保育所等で実施しています。利用対象の児童人口は減少することが推計されますが今後、女性の就業率の増加や就労形態の多様化等に対応するため継続的に受け入れ体制を確保します。

延長（時間外）保育事業		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	施設数	10	10	10	10	10
	利用(人)	389	382	375	369	362
②確保方策	施設数	10	10	10	10	10
	利用(人)	460	460	460	460	460
②-①(人)		71	78	85	91	98

【事業 No.3-11】 休日保育事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	日曜・祝日等の保護者の勤務等により、児童に保育の必要性がある場合、休日の保育を行います。						
課題・方針	一定のニーズが見込まれるため、引き続き実施していきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
児童数 (延べ)	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		63	52	100	100	100	100

【事業 No.3-12】 病児保育事業

病児保育については受診されている医療機関での利用申請書が必要となります。病児対応型については1施設（ステラ獨協前保育園）で実施しており、定員は1日当たり3名となっています。体調不良児対応型は、2施設（メリーランド保育園・森の子保育園）で実施されています。

【量の見込み】

実績値（病児対応型については、令和5年度まで実施していた病後児対応型の実績値）を踏まえ、量の見込みを行いました。病後児対応型の令和4年度における利用者は延べ5人、令和5年度は8人となっており、体調不良児対応型は令和4年度で延べ346人、令和5年度で484人となっています。

見込み量に対して十分な提供量が確保できる見通しとなっています。

病後児保育事業		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み(人日)		500	500	500	500	500
②確保方策	病児、体調不良児(人日)	600	600	600	600	600
	病児対応(施設数)	1	1	1	1	1
	体調不良児対応(施設数)	2	2	2	2	2
②-①(人日)		100	100	100	100	100

【事業 No.3-13】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後に遊び場や居場所等を提供し、児童の健全な育成を図ります。

【量の見込み】

人口推計と実績値を踏まえ、量の見込みを行いました。

毎年定員を超える申し込みがあり、高学年の利用できない状況が続いています。令和7年度に安塚小学校と藤井小学校、壬生東小学校の余裕教室を整備し、令和8年度には利用定員を100名増員し、785人の受け入れ体制を確保します。

放課後児童クラブ		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	低学年(人)	601	601	601	601	601
	高学年(人)	179	179	179	179	179
②確保方策	施設数	18	20	20	20	20
	利用(人)	685	785	785	785	785
②-①(人)		▲95	5	5	5	5

【事業 No.3-14】 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者のこどもが、特定教育・保育施設等の認定を受けている場合、その保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の一部を給付します。

給付事業	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
実施有無 (1:有 0:無)	1	1	1	1	1

【事業 No.3-15】 こども誰でも通園事業

同世代のこども同士の発達を促し、保護者の育児負担を軽減するため、保護者の就労等の理由を問わず、月一定期間までの利用可能枠の中で、時間単位で幼稚園等を利用できる「こども誰でも通園事業」を実施します。

【量の見込み】

推計児童人口を勘案し、令和 8 年度以降増加傾向での利用を計画期間内において見込み、提供体制を確保します。

こども誰でも通園事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み	0 歳児(人/日)	0	3	3	3	3
	1 歳児(人/日)	0	4	4	4	4
	2 歳児(人/日)	0	3	4	4	4
	合計(人/日)	0	10	11	11	11
②確保方策	0 歳児(人/日)	0	3	3	3	3
	1 歳児(人/日)	0	4	4	4	4
	2 歳児(人/日)	0	3	4	4	4
	合計(人/日)	0	10	11	11	11
②-①	0 歳児(人/日)	0	0	0	0	0
	1 歳児(人/日)	0	0	0	0	0
	2 歳児(人/日)	0	0	0	0	0

【事業 No.3-16】 産後ケア事業

出産後の母子の心身のケア、育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的とし、産婦の母体管理及び生活面の指導、授乳や母乳ケア・母乳育児に関すること、沐浴等の育児指導を行います。産後ケア医療機関との連携により利用しやすい環境の整備と住民への周知を推進します。

【量の見込み】

これまでの支援状況等を勘案し、産婦 45 名が 3 回利用することを計画期間内において見込み、提供体制を確保します。

産後ケア事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み	利用(人日)	135	135	135	135	135
②確保方策	利用(人日)	135	135	135	135	135
②-①(人日)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-17】 妊婦等包括相談支援事業

各種相談等の充実や体制の強化など、産前産後を通じて専門的知見を有する伴走者が一貫してサポートを提供できる相談支援事業を推進します。

【量の見込み】

これまでの支援状況等を勘案し、令和 7 年度以降増加傾向での利用を計画期間内において見込み、提供体制を確保します。

妊婦等包括相談支援事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み	利用(回)	570	612	606	600	594
②確保方策	こども家庭センター(回)	570	612	606	600	594
	上記以外(回)	-	-	-	-	-
②-①(回)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-18】 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止できるよう支援します。

【量の見込み】

これまでの支援状況等を勘案し、令和 7 年度以降 30 人日での利用を計画期間内において見込み、提供体制を確保します。

子育て世帯訪問支援事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み	利用(人日)	30	30	30	30	30
②確保方策	利用(人日)	30	30	30	30	30
②-①(人日)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-19】 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

本計画期間中の当該事業の利用者は見込みませんが、適切な支援体制の構築・強化に向けて、人材の確保・育成や関係団体等との連携を進めていきます。

児童育成支援拠点事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①量の見込み	利用(人)	0	0	0	0	0
②確保方策	利用(人)	0	0	0	0	0
②-①(人)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-20】 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込み】

本計画期間中の当該事業の利用者は見込みませんが、適切な支援体制の構築・強化に向けて、人材の確保・育成や関係団体等との連携を進めていきます。

親子関係形成支援事業		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①量の見込み	利用(人)	0	0	0	0	0
②確保方策	利用(人)	0	0	0	0	0
②-①(人)		0	0	0	0	0

【事業 No.3-21】 発達支援児保育事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	集団教育・保育が可能な児童で、成長の発達等に心配がある児童の受け入れを行い、発達の有無にかかわらず分け隔てなくサービスが受けられるように実施します。						
課題・方針	認定数は増加傾向にあるため、引き続き事業を実施して行く。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
児童数 (延べ)	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		28	39	43	40	40	40

【事業 No.3-22】 私立保育所・認定こども園等施設整備補助事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	私立保育所、認定こども園等に対して施設整備を助成し、待機児童の解消や延長保育、休日保育等多様化する保育ニーズへの対応に努めます。				
課題・方針	施設からのニーズに応じて引き続き実施して行く。				

【事業 No.3-23】 広域保育委託・受託事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	町外にある保育所・認定こども園に入所（委託）させたり、町外の児童を受け入れ（受託）したりすることにより、保育所利用者の利便を図っていきます。						
課題・方針	需要に応じて引き続き実施していきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
委託（上段） 受託（下段）	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		42 159	54 152	31 149	30 140	30 140	30 140

【事業 No.3-24】 町立保育所の施設整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	民間の保育所・幼稚園・認定こども園、地域型保育等の現状やあり方を探りながら、町立保育園の目指すべき方向及び施設整備を検討していきます。				
課題・方針	<p>とおりまち保育園の現在の建物は昭和 54 年に建築されたものであり、老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方の検討と並行して、必要な修繕・機能強化を計画的に進める必要があります。具体的には、幼児用トイレの小便器交換、トイレ壁・床の改修、職員トイレの洋式便器設置、北側園庭整備、園舎テラスの人口芝交換、園舎テラスの屋根交換、南側、北側園舎屋根修繕、園児用プール修繕、保育室等のドア、網戸、サッシ取付交換、3 歳以上児用トイレ床交換、3 歳未満児用トイレ全体修繕、0 歳児保育室おむつ替え台設置、教材室 2 部屋及び更衣室床修繕、0 歳児保育室及び更衣室畳修繕、給食室シンク排水漏れ修繕、雨樋修繕、保育園周囲排水修繕、保育室 6 室、ホールエアコン交換工事、事務室電源を取れる箇所の増設、園庭遊具設置工事、園児用水道蛇口レバー式交換、桜の木の剪定工事について、壬生町保育所長寿命化計画（個別施設計画）に即して実施することとします。</p>				

【事業 No.3-25】 子育て支援施設等の施設整備事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	<p>子育て支援センター及び児童館の現状や今後のあり方を探りながら、子育て支援施設の目指すべき方向性及び施設整備を検討して行きます。</p> <p>児童館の現在の建物は、昭和 63 年に建築されたものであり、施設や設備の老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方の検討と並行し、必要な修繕・機能強化を計画的に進める必要があります。具体的には、外周フェンス改修、玄関のアーチ改修及びタイルの張り替え、屋根の補修及び塗装、室内内装改修（クロス張り替え、和室の壁修繕）、網戸取付、カーテンレール交換、トイレ乳幼児チェア設置、児童館正門南側駐車場の整備（花壇を取り壊し広く使用できるようにする）、北側駐車場の整備、庭用遊具設置（幼児用の滑り台）を実施して行く必要があります。</p> <p>子育て支援センターつばめは、昭和 59 年に建築された旧やすづか保育園（平成 31 年 3 月閉園）を令和元年度に改修し、同年 10 月より開設したのですが、建物の耐用年数は過ぎている状況であり、計画的に修繕・機能強化を進める必要があります。具体的には、床の張り替え（事務室入口、事務室、更衣室）、空調機の交換修繕及び設置（事務室 2 台、ホール南側、ひまわりルーム、一時預かり室、相談室東側、廊下）、清掃用流しの漏水修繕、古い遊具の撤去、遊具周りラバーマット設置、砂場囲み柵設置を実施して行く必要があります。</p> <p>なお、これらの改修は、壬生町子育て支援施設長寿命化計画（個別施設計画）に即して実施することとします。</p> <p>併せて、その他公共施設等におけるこどもの遊具の設置及び維持管理等については、必要な措置を計画的に実施して行くものとします。</p>				

【事業 No.3-26】おもちゃ博物館改修等工事

評価	－	事業方向	新規	担当	商工観光課
業務等	<p>高度経済成長期以来、壬生町のおもちゃ団地には数々の玩具メーカーが立地し、そこで生産されたおもちゃは、日本全国はもとより、世界に輸出され、日本経済の発展に寄与してきました。</p> <p>これら、玩具生産に係る技術力、経済発展への貢献、及び子どもたちの夢を作り続けてきた歴史のPRと、それらを体感できる施設を目的に、壬生町おもちゃ博物館（本館）は平成7年に開館しましたが、平成17年の鉄道模型の部屋（別館）の増設などを経て、今日でも町内外から年間約25万人の入館者数を記録する、特に子育て世代に人気の施設となっています。</p> <p>令和2年度には持続可能な施設運営を目途とした施設長寿命化計画を策定し、本館の各種改修を進め、引き続き、安全安心に楽しめる施設構築に努めています。</p> <p>今後の工事計画としましては、本館において老朽化の進むトイレ、荷物搬出入用エレベーター、電灯設備、弱電設備、雷保護設備、及び太陽光設備の改修工事を進めるとともに、別館においても必要と認められる時期において本館長寿命化工事と同種同様な改修を進めていきたいと考えています。</p>				

【事業 No.3-27】おもちゃ博物館の活用

評価	－	事業方向	新規	担当	商工観光課
業務等	<p>町内には、未就学児を対象とした室内遊具を備えた「おもちゃ博物館」があります。日本一おもちゃがある町としての特色を生かし、周辺施設とも連携し、子育てを応援してまいります。</p>				

②家庭教育への支援の推進

【事業 No.3-28】就学時健康診断時等を活用した「子育て・親育ち講座」

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	<p>小学校の就学時健診の際、保護者を対象に「子育て・親育ち講座」を実施し、保護者の子育てに対する不安等を軽減するとともに、保護者同士のゆるやかなつながりの構築を図ります。</p>				

【事業 No.3-29】小学3年生の子をもつ親のための「子育て・親育ち講座」

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	<p>家庭における子育てやしつけなどの在り方を見つめ直してもらうとともに、親のこどもに対するかわり方などを考える内容の講座を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。</p>				

【事業 No.3-30】思春期の子をもつ親のための「子育て・親育ち講座」

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	<p>小中学校において、授業参観など保護者が集まる機会を活用して、小学校6年生と中学校2年生の保護者を中心に「子育て・親育ち講座」を実施し、保護者の思春期のこどもに対する不安等を軽減するとともに、家庭の教育力の向上を図ります。</p>				

③子育て相談・指導・情報提供体制の整備

【事業 No.3-31】 教育相談・情報提供事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	民間の認定こども園等において、子育て相談を行っています。継続して実施しており、保護者の子育ての悩みの解消を図っていきます。				
課題・方針	継続して実施していきます。				

【事業 No.3-32】 教育相談員配置事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	教育相談員を配置し、相談体制を充実させることで、こどもの不登校の未然防止に努めるとともに、不登校のこどもに対しては、教育支援センター「ひばり」で学校生活への適応を図るための支援を行うなど、きめ細かな支援を行い学校、家庭、関係機関が連携した地域ぐるみの環境整備を図ります。				
課題・方針	教育支援センター「ひばり」に通級できない児童生徒への対策について、学校との迅速な情報交換や保護者面談を実施し、通級しやすい環境づくりを進めていきます。				

【事業 No.3-33】 子育てマップの普及促進

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	出産、母子保健、子育て、教育等の情報はもとより、民間や地域の情報等を網羅した子育てマップを、町公式ウェブサイト・子育て支援アプリに掲載する等の手段で利用を促進することで、子育てに関する総合的な情報を提供します。				

【事業 No.3-34】 インターネット活用事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	総合政策課、こども未来課		
業務等	町公式ウェブサイトにおいて、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
HP アクセ ス数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		19,627	17,467	20,000	20,000	20,000	20,000

【事業 No.3-35】 広報紙発行事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	総合政策課
業務等	町の広報紙において、子育て家庭や地域住民等に、子育てに関する情報を提供します。				
課題・方針	今後も引き続き、子育て世代の家庭に向けて、分かりやすい紙面づくりを推進していきます。				

【事業 No.3-36】家庭教育オピニオンリーダー子育て支援

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	子育てや家庭教育に関する様々な問題とその在り方を学ぶため、乳幼児・小学生の親を対象として、生涯学習館等を拠点に講座・子育てサロン・育児相談・読み聞かせなどの活動を展開し、子育てや家庭教育に励む親たちの心の支えとなります。				

【事業 No.3-37】教育委員会ホームページ整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	教育委員会及び各学校のホームページを維持管理し、学校からの情報を発信することで、開かれた学校づくりを推進します。				
課題・方針	今後もより開かれた学校づくりをめざし、各学校の行事など情報発信に努めます。				

【事業 No.3-38】心配ごと相談

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	社会福祉協議会
業務等	家庭生活や社会生活における、対人関係、経済的な問題等様々な相談を受けています。				
課題・方針	今後も継続して、月1回年12回行い、住民の方の悩み事などの相談窓口として実施していきます。				

【事業 No.3-39】こども家庭センター事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点を統合し、母子保健と児童福祉を一体的に実施し、妊娠期から子育て期、青年期に渡る切れ目ない支援を提供することを目的とし、医療機関をはじめ、関係機関との連携の窓口となり、必要なサービスにつながるように支援します。				

【事業 No.3-40】子育て支援アプリ事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	子育て支援アプリを作成し、予防接種のスケジュールや地域の子育て情報等を発信します。				

(2) 親子の健康の確保と増進

①こどもや母親の健康の確保

【事業 No.3-41】母子健診事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	乳幼児期の健康の保持・増進を図るため、健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見や成長発達に応じた子育て支援につなげます。 また、健診時には、こどもの発達を確認するほか、母親（父親）のメンタルヘルスケアや育児状況にも重点を置き、必要な支援を行います。				

【事業 No.3-42】 母子健康手帳交付事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>妊娠届出時には、「みぶまち子育て応援ぶっく」を使用し、妊娠から出産後に受けられるサービスについて周知を行い、専門職の面接を実施し母子健康手帳を交付します。面接は、保健師・助産師等の専門職が行い、アンケートをもとに妊婦のメンタルヘルスや産前産後の生活環境等に重点をおき、要支援妊婦等の把握に努めます。</p>				

【事業 No.3-43】 児童環境づくり事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>妊娠から出生、子育てに関して一貫した母子保健対策を実施して行く中で、母子保健の充実・子育て支援センターの充実に努めます。</p> <p>また、病院や県の健康福祉センターと連携し、若年妊娠等、ハイリスク者に対し、早期から支援体制を整え、問題を抱える妊婦・子どもに対しては、地域関係機関と連携を密にとり、支援していきます。</p>				

【事業 No.3-44】 予防接種事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>予防接種法に基づき、各種定期予防接種を実施し、感染症からこどもの健康を守ります。また、任意予防接種については、費用の一部助成を行うことで、子育て世帯における経済的支援を行いより多くの感染症予防に努めます。</p> <p>また、毎年予防接種委員会を開催し、予防接種における医療機関と行政の連携を図り、予防接種業務が円滑に運営できるよう努めます。</p>				

【事業 No.3-45】 母子保健推進員配置事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>母子保健推進員が地域と行政のパイプ役として、妊産婦・乳幼児の家庭訪問や健診・教室での活動、また子育て支援センター事業への協力など、幅広い活動の中で子育て支援を行います。</p> <p>また、保育園・幼稚園児を対象に禁煙キャラバン隊として、タバコの害についての啓発活動の推進を図ります。</p>				

【事業 No.3-46】 両親学級

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>妊婦とその配偶者を対象として、産前産後の体の変化や、生活・役割についての理解及び産後の赤ちゃんのいる生活についてイメージできるように支援します。</p>				

【事業 No.3-47】 産前産後サポート事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	<p>妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安に対し、研修を受けた保健師・助産師・保育士等の専門職が相談支援を行うとともに、仲間づくりや交流の場を整えます。</p>				

【事業 No.3-48】 ふれあいブックスタート支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	こどもの豊かな心と言葉を育むため「絵本」を介し、親子の絆を深めて子育てを支援していきます。現在、10 カ月健診時に、読み聞かせのボランティアに協力を依頼し、読み聞かせ実施後に絵本を配布しています。				

【事業 No.3-49】 学校腎臓検診委託事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	腎臓疾患等の早期発見を目的に小中学校における腎臓検診を実施します。				
課題・方針	学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に基づき、今後も引き続き事業を継続します。				

【事業 No.3-50】 学校心臓検診委託事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	心臓疾患を持つ児童が適切な健康管理のもとに生活を送れるよう、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生を対象に、小中学校において心臓検診を実施します。				
課題・方針	学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に基づき、今後も引き続き事業を継続します。				

【事業 No.3-51】 子育て世代包括支援センター事業

評価	－	事業方向	廃止	担当	こども未来課
業務等	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することを目的とし、妊娠・出産・育児に関する相談を行います。専任専門職を配置し、妊娠届出時の面接から要支援妊婦の把握をし、継続支援に努めます。支援プランの作成を行い、医療機関をはじめ、関係機関との連携の窓口となり、必要なサービスにつながるよう支援します。				
課題・方針	令和6年度より「こども家庭総合支援拠点」と統合され、「こども家庭センター」となりました。				

【事業 No.3-52】 産後健診事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	出産後間もない時期の産婦に対し、母体の健康の回復や精神状態を把握するための健康診査を実施し、産婦の健康管理の向上を図ることにより、産後うつ及び児童虐待の予防を図ります。				

【事業 No.3-53】 新生児聴覚検査事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	新生児に対して実施する聴覚スクリーニング検査に要する費用の一部を助成し医療機関との連携を図ることにより、新生児の聴覚障がい早期発見と早期支援を推進します。				

【事業 No.3-54】 一か月児健診事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	出生後1か月で実施する一か月児健康診査に要する費用の一部を助成し、医療機関との連携を図ることにより、児の身体状態や疾病および異常の有無等の早期発見と早期支援を推進します。				
課題・方針	令和7年度より実施します。				

【事業 No.3-55】 発達支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	健診において発達に遅れのある児や支援が必要な親子、相談を希望する保護者に対し、専門的な相談の場を設け、育児者を支援します。 また必要な場合は、他事業や療育、医療機関につなげるとともに、障がい受容のための支援に努めます。				

【事業 No.3-56】 5歳児相談事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	3歳児健診までに発見されにくい高機能自閉症や、集団生活での問題行動を含む発達障がい、就学までのできるだけ早い時期に確認し、相談につなげ、必要な支援の提供に努めます。				

②不妊・不育対策の推進

【事業 No.3-57】 不妊治療費補助事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	不妊治療費について、治療費の一部を補助します。						
課題・方針	令和4年度より不妊治療費が保険診療となったため、令和5年度より保険診療分も補助対象としました。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
助成件数	件	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		29	26	40	40	40	40

【事業 No.3-58】 不妊対策についての情報提供

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	不妊治療に対する助成等について、情報提供します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
助成件数	件	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		29	26	40	40	40	40

【事業 No.3-59】 不育治療費補助事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	不育治療費について、治療費の一部を補助します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
助成件数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		1	0	3	3	3	3

【事業 No.3-60】 不育対策についての情報提供

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	不育治療に対する助成等について、情報提供します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
助成件数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		1	0	3	3	3	3

(3) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 乳幼児期の子育て家庭への経済的支援

【事業 No.3-61】 こどもを持つ親への手当の支給

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	子育てを社会全体で支えるために、国の施策に従い、児童を養育する保護者に児童手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。						
課題・方針	令和 6 年 10 月より児童手当制度改正により、所得制限が撤廃され、対象が高校生世代まで拡大されました。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象児童数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		3,823	3,696	4,900	4,800	4,600	4,400

【事業 No.3-62】 子育て応援クーポン券事業

評価	-	事業方向	廃止	担当	こども未来課		
業務等	壬生町で生まれた児童を養育する保護者に、保育用品の購入や子育て支援サービス等に利用できるクーポン券を支給します。						
課題・方針	令和 5 年度から「入学準備子育て応援券配布事業」として、小中学校、高校に入学する前の年度に壬生町共通商品券を配布する事業に組み替えを行い、拡充を図りました。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象児童数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		176	0	0	0	0	0

【事業 No.3-63】 入学準備子育て応援券配布事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	来年度小学校、中学校及び高等学校の入学を控えた児童を養育している保護者の方に対する入学準備のための経済的支援として、「壬生町入学準備子育て応援券」を配布します。						
課題・方針	出生時に配布していた「子育て応援クーポン」を見直し、令和4年度から実施している入学準備子育て応援券配布事業の拡充を図りました。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象児童	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		960	960	1,023	1,000	950	820

【事業 No.3-64】 保育料・副食費免除事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	保育所・認定こども園（保育認定）の0～2歳までのこどもは、第2子以降の場合は、全額免除となります。また、保育料無償化の対象となる保育所・幼稚園・認定こども園の3～5歳までのこどもは、副食費が第3子以降や年収360万円未満世帯の場合免除とし、経済的負担の軽減を図ります。						
課題・方針	令和6年10月分より、保育料の免除対象を第2子以降に拡大。 令和7年度以降も引き続き実施。						

【事業 No.3-65】 子育てのための施設等利用給付事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	未移行幼稚園の利用料や、認可外保育園、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等について認可保育所や認定こども園（保育認定）の利用が出来ていない方で保育の必要性がある場合等の一定の条件を満たす場合の利用料について、給付を行い経済的負担を軽減させます。						
課題・方針	給付事業のため引き続き実施。						

【事業 No.3-66】 学童保育利用料補助事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	教育委員会が認めた要保護世帯及び準要保護世帯を対象に、学童保育料の一部を補助することにより、生活困窮者の就学を支援します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象児童	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		14	20	20	20	20	20

【事業 No.3-67】 使用済みおむつ処理費用補助事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	町内に所在する民間保育所等において発生する使用済みおむつの施設内処理を推進し、もって保護者及び保育所等に勤務する職員の負担軽減を図ることを目的に、施設に対し、使用済みおむつを施設にて処分した場合に発生する費用の補助を行います。						

【事業 No.3-68】 妊婦のための支援給付

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	妊娠届出時の伴走型相談支援に就労等による1回目の面談の機会に合わせて、給付申請を行った妊婦に、5万円を支給します。1回目の面談時に5万円の給付を受けた妊婦に対し、伴走型相談支援による3回目の面談の機会に合わせて、妊娠しているこどもの人数等の申請を行い、こどもの数×5万円を支給します。				
課題・方針	令和7年度より実施します。				

【事業 No.3-69】 一時預かりお試し利用券配布事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	町在住の未就園児のいる世帯を対象に、子育て支援センターつばめで実施している一時預かりのお試し券を配布することで、育児負担の軽減を図ります。 4カ月健診、10カ月健診及び1歳6カ月健診時に配布を行います。				

②就学のための経済的支援

【事業 No.3-70】 就学援助事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	経済的理由のため、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助をします。				
課題・方針	経済的理由により就学困難である児童生徒の学習機会を確保するため、今後も引き続き事業を推進していきます。				

【事業 No.3-71】 奨学金支給事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	町内中学校卒業生に対して、一定の条件のもとに、高等学校の学費の一部を援助し、経済的負担の軽減を図ります。				
課題・方針	学業成績優良な生徒で経済的理由により学費の支弁が困難な者に対し、修学に必要な奨学金を支給することにより有能な人材の育成に資することを目的としており、今後も引き続き事業を継続します。				

【事業 No.3-72】 学生服リサイクル事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	社会福祉協議会
業務等	就学するお子さんに対し、住民から提供いただいた制服等をリサイクルして経済的支援と資源の有効活用を図ります。				
課題・方針	町内2校の中学校が制服リニューアルを行う為、一定期間の新規制服の協力が得られなくなります。既存の制服が活用できる期間は現状通り対応し、切り替え時には、募集周知を広く行います。				

③医療にかかる経済的支援の推進

【事業 No.3-73】 妊産婦医療費助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	妊娠中から出産した翌月末までの医療費（保険診療の自己負担分）を助成し、経済的負担の軽減を図ります。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象者数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		323	316	320	320	320	320

【事業 No.3-74】 こども医療費助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健やかな育成を図るために、高校3年生までの医療費（保険診療の自己負担分）を窓口負担のない現物給付にて助成します。						
課題・方針	令和4年度に対象を高校3年生まで拡充、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象者数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		5,977	5,581	5,600	5,500	5,300	5,100

【事業 No.3-75】 養育医療費助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	出生体重が2,000g以下又は身体の機能が未熟なまま生まれた乳児の1歳までの入院に対して、医療費（保険診療の自己負担分）及び食事療養費を助成します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
助成件数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		10	20	15	15	15	15

基本目標 4 配慮が必要な子ども・家庭への支援の充実

(1) 困難を抱える子ども・家庭への支援

① 児童虐待防止対策等の推進

【事業 No.4-1】 こども家庭総合支援拠点の設置

評価	－	事業方向	廃止	担当	こども未来課		
業務等	相談支援体制の強化のため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等の実施により継続的支援を行います。						
課題・方針	令和4年度に設置した「こども家庭総合支援拠点」は、令和6年度より母子保健の運営する「子育て世代包括支援センター」と統合され、「こども家庭センター」となりました。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
拠点数	か所	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		1	1	0	0	0	0

【事業 No.4-2】 こども家庭センター運営事業

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	町内全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、母子保健と児童福祉の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的にこども家庭センターを運営します。支援プランの作成を行い、関係機関との連携し、必要なサービスにつながるよう支援します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
設置個所	か所	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		－	－	1	1	1	1

【事業 No.4-3】 要保護児童対策地域協議会の充実

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。町民や施設等への周知を図り、関係機関や団体との連携・協働と事務局機能の強化に努め啓発活動等に努めます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
受理件数	件	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		42	58	50	50	50	50

【事業 No.4-4】 児童虐待等に対する相談窓口の運営

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	こども未来課で、児童虐待等の相談を含む子育てに関する相談全般を受け、関係機関との連携を図り、助言や支援機関へつなげ児童虐待の未然防止の取り組み強化を図ります。						
課題・方針	こども家庭センター「ぱれっと」の周知を図り、相談しやすい環境を整備します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
相談件数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		68	82	100	100	100	100

【事業 No.4-5】 児童環境づくり基盤整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	乳幼児健診や育児相談等の際、育児不安や悩みの相談・指導を行っています。 今後は母子保健推進員の家庭訪問や子育て支援センターでの育児支援等の関係機関が連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。						

【事業 No.4-6】 DV対策との連携確保

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	こどもの目の前で配偶者へのDVや暴力を行った場合、直接こどもに危害を加えることはなくても、その行為を目にすることにより心理的虐待を行っている事であり、児童虐待になります。児童虐待に対する適切な保護や支援を図るため、DV対策に関連する担当課と関係機関と連携を図っていきます。						
課題・方針	こども家庭センター「ぱれっと」の周知を図り、相談しやすい環境を整備します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
相談件数	件	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		68	82	100	100	100	100

【事業 No.3-18】 子育て世帯訪問支援事業（再掲）

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止できるよう支援します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
利用者	人日	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		－	－	30	30	30	30

【事業 No.4-7】 ヤングケアラーの支援体制等の構築

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課		
業務等	福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を図ります。						

②障がい児施策の推進

【事業 No.4-8】 障がい児通所事業

評価	計画より先行・超過	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所において、心身に障がいのある児童を対象に、日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練を行うとともに、ライフステージに応じた相談等の各種サービスを提供し、障がい児に対する支援を行います。				
課題・方針	利用量は増加の一途をたどっており、今後も増加が見込まれます。事業所との連携等を通じ、サービスの質の向上に向けた支援を行い見込量の確保に努めます。				

【事業 No.4-9】 日中一時支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい児の日中における活動の場を確保し、日常的な見守りや支援を行います。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-10】 放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	集団生活に支障のない軽度の障がい児について、放課後児童クラブへの受け入れを行います。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
受入人数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		13	14	20	20	20	20

【事業 No.4-11】 相談支援事業の充実

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	障がいのある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-12】 障がい福祉サービスの充実

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	障がい福祉サービスを利用するにあたり、幅広く自由に選択できるよう各種サービス提供事業者の確保など基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。また、在宅の障がい児を介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業等の充実を図ります。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-13】教育支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	児童の適正な就学先を判断するため、教育支援委員会の円滑な運営を図ります。また、この委員会の答申に従い、就学することの将来を考えた指導を行います。				
課題・方針	児童生徒の学びの場を適正に判断するため、早期から保護者への教育支援の相談や、児童生徒の実態把握を進めていくことが必要となります。				

③障がい児関連の経済的支援の推進

【事業 No.4-14】障害児福祉手当

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	精神または心身に重度の障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児に対して、手当を支給します。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-15】重度心身障害児扶養手当

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	重度心身障がい児を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の健全育成を図ります。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-16】日常生活用具給付等事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	必要に応じて、障がい児等を対象に、日常生活に必要な用具を給付または貸与します。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-17】軽度・中等度難聴児補聴器の助成

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	身体障害者手帳の交付対象児及び交付対象とならない軽度・中等度難聴児が、補聴器の装用により、言語の習得等の一定の効果が期待できる場合に、補聴器の購入や修理にかかる費用を一部支給します。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-18】紙おむつにかかる費用の援助

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	常時紙おむつを使用している在宅の重度障がい児等に対して紙おむつにかかる費用を一部援助します。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-19】 重度心身障害者医療費助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	重度心身障がい児者の医療費（保険診療の自己負担分）を助成し、健康の保持・増進を図ります。				
課題・方針	こども医療費助成事業が優先のため、実態としてはこどもにかかる助成はほとんどありません。				

【事業 No.4-20】 特別児童扶養手当

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	心身に障がいがある 20 歳未満の児童を養育している親に手当を支給します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象世帯	世帯	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		74	61	60	60	60	60

【事業 No.4-21】 障がい児者タクシー料金助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	障がい児等が通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、生活圏の拡大と社会参加の促進を図ります。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-22】 難病患者等福祉手当扶助

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	難病患者、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている方もしくはその介護者に対して、手当を支給します。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-23】 特別支援教育就学奨励事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	学校教育課
業務等	特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に際しての必要経費を一部補助します。				
課題・方針	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、今後も引き続き事業を推進していきます。				

【事業 No.4-24】 自立支援医療費（育成医療）

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	身体障がいのある児童（18 歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行います。				
課題・方針	特に大きな変化は無く、現状のサービスを継続するものとします。				

【事業 No.4-25】 医療的ケア児短期入所受入促進

評価	遅れている	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	医療的ケア児の受け入れを実施した短期入所サービス事業所に対して、経費を助成します。				
課題・方針	現時点では利用者はいませんが、必要に応じ対応できるよう継続して事業費を確保します。				

(2) こどもの貧困対策の推進

①ひとり親家庭への支援の推進

【事業 No.4-26】 「ひとり親等応援ぶっく」の配布

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	「ひとり親等応援ぶっく」の配布を行い、活用できる情報を提供します。				

【事業 No.4-27】 母子寡婦福祉事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	ひとり親家庭の方の経済的自立を助け、扶養しているこどもの福祉を増進するために、各種貸付制度や就労支援制度について案内します。				

【事業 No.4-28】 ひまわり会運営費補助事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	ひとり親家庭の自立、福祉向上などを目的とした「壬生町ひまわり会」の活動を補助します。				

【事業 No.4-29】 ひとり親家庭医療費助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	18歳未満のこどもがいるひとり親家庭及び、両親のどちらかが身体障がい者（1級・2級）の家庭に対して、医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象 世帯数	世帯	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		351	332	340	340	340	340

【事業 No.4-30】 児童扶養手当

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	ひとり親家庭の生活の安定と社会的自立及び児童の健全育成を図るために、児童扶養手当を支給します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象 世帯数	世帯	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		324	313	320	320	320	320

【事業 No.4-31】 遺児手当

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	両親または片親が死亡しているなどの家庭に対し、義務教育終了前のこども福祉の増進を図るため、遺児手当を支給します。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
対象 延べ人数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		170	168	170	170	170	170

【事業 No.4-32】 ひとり親 心のケア事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	ひとり親家庭の精神的支援として、同じ思いを持つ仲間同士の交流の場を提供し、一緒にこどもの成長の喜びを共感したり、製作あそびや軽食のお土産などアットホームな居場所づくりを目指します。						
課題・方針	こどもの成長を見守りながら、保護者の育児に関する相談に応じたり、精神的なサポートを行っていきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
延べ利用 人数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		親子 5 組 大人 5 人 こども 9 人	親子 10 組 大人 10 人 こども 20 人	親子 12 組 大人 10 人 こども 22 人	親子 12 組 大人 10 人 こども 22 人	親子 12 組 大人 10 人 こども 22 人	親子 12 組 大人 10 人 こども 22 人

②生活困窮者への自立支援の推進

【事業 No.4-33】 生活困窮者自立相談支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課		
業務等	様々な理由により生活に困っている方（生活困窮者）が、地域の中で安心して、自立した生活を送ることができるよう、主に人的支援を行うことにより、自立（日常生活自立、社会生活自立、経済生活自立）の促進を図るもので県が主体となって実施しており、生活困窮者自立相談支援員が町に設置されています。生活困窮者自立相談支援員は、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、こどもへの学習支援、就労訓練事業等についての相談・支援を行っており、自立相談支援員と連携を図りながら、生活困窮者への支援を行います。						
課題・方針	今後も県及び生活困窮者自立相談支援員と連携を図りながら、生活困窮者等への支援を実施します。						

【事業 No.4-34】 社会福祉金庫貸付事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	社会福祉協議会
業務等	壬生町に居住する低所得者及び生活困窮者に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として資金の貸し付けを行います。				
課題・方針	本人からの申請及び町関係者、民生委員等から照会があった方に関しては、丁寧な聞き取りを行いながら随時対応し、本人の自立に向けて支援を行います。				

【事業 No.4-35】 生活福祉資金貸付事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	社会福祉協議会
業務等	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を目的として資金の貸付を行います。				
課題・方針	県社会福祉協議会と連携を取りながら、本則の貸付事業及び特例貸付に関する借受人の支援を行います。特例貸付申請者に関しては、現状の確認や返済に関する相談を行うほか、架電等を行いフォローアップ支援を充実させます。				

③こどもの生活や学習支援の推進

【事業 No.4-36】 壬生町奨学金給付事業

評価	－	事業方向	新規	担当	学校教育課
業務等	高等学校に進学を予定している方で、学習への取組及び行動状況が共に良好であり、経済的な理由により修学困難（準要保護世帯等に準ずる世帯）な方に奨学金を給付します。				

【事業 No.4-37】 こどもの居場所づくり

評価	－	事業方向	新規	担当	こども未来課
業務等	こどもの貧困の解消に向けて、ボランティア団体や民間企業と連携し、食事の提供や学習のサポートなどを通じたこどもの居場所づくりを推進します。				

基本目標 5 地域で寄り添う子育て支援と安全・安心の推進

(1) 地域で寄り添う子ども・子育て支援の促進

① 世代間交流の推進文化活動による心の育成の推進

【事業 No.5-1】 いきいきふれあい応援事業

評価	遅れている	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	地域の世代間交流を推進するため、自治会で行う事業を補助します。				
課題・方針	全 81 自治会の内、活用自治会数は令和元年度で 62 自治会でしたが、感染症対策による活動自粛期間の影響があり、令和 5 年度では 44 自治会でした。活用自治会数のさらなる増加を図る必要があります。				

【事業 No.5-2】 コミュニティ活動助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	地域の世代間交流を推進するため、睦・安塚地区コミュニティで行う事業を補助します。				
課題・方針	コミュニティ活動の活性化や魅力あるまちづくりを推進するため、引き続き助成を続けていきます。				

② 子育て支援ネットワークの整備と地域支援団体等の育成

【事業 No.5-3】 生涯学習リーダーの養成・研修

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	多岐にわたる生涯学習ニーズに対応するため、各分野における専門的知識を習得させるための研修会の周知、斡旋等により指導者の育成を図ります。				

【事業 No.5-4】 社会教育団体育成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	教育行政を推進していく上で民間の活力は重要です。特に、各分野において、地域の団体等の協力が不可欠であり、より良い子育て環境の形成を目的として、各地域団体の育成を図っていきます。				

【事業 No.5-5】 幼稚園地域子育て等推進事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課
業務等	子ども遊び場確保事業、未就園児親子教室事業、幼児教育に関する各種講座開催事業等の幼稚園が行う様々な活動を支援し、こどもたちの豊かな人間性の育成を図ります。				
課題・方針	継続して実施してまいります。				

【事業 No.5-6】 保育所、幼稚園、学校等との連携

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課、学校教育課
業務等	保育所・幼稚園・学校等による情報の共有化や相互交流等の場を設け、児童虐待等の早期発見や特別支援教育の充実を図ります。				
課題・方針	今後とも保育所・幼稚園・学校等と情報共有を図り、小学校入学前の状況を把握することで、特別支援教育の充実を推進します。				

【事業 No.5-7】 子ども会育成会連絡協議会事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	町内の子ども会育成会の相互の連携を図り、町の子ども会がともに健全な活動ができるよう支援します。				

【事業 No.5-8】 地域組織活動育成費補助事業

評価	－	事業方向	廃止	担当	こども未来課
業務等	子育てにかかる活動をしている地域組織活動団体（母親クラブ）に助成を行い、その活動を支援します。				
課題・方針	令和5年度をもって母親クラブ解散につき、事業廃止。				

【事業 No.5-9】 ボランティアセンター活動助成事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	子育てや障がい者（児）に対する住民のボランティア活動を支援するため、ボランティアセンター活動費として町社会福祉協議会へ助成を行い、地域福祉活動の充実強化を図ります。				
課題・方針	今後もボランティアセンター活動費を助成することにより、地域福祉団体の活動の充実を図ります。				

③こども・若者・親子の居場所づくりの推進

【事業 No.5-10】 児童館事業を活用した親子の居場所づくり

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	児童館では、幼児を持つ親子が集う、「なかよしルーム」や「マミータイム」、児童を中心とした、「小学生教室」、「プチ工作」、地域住民との世代間交流等を通じて児童館の機能・内容の充実を図り、こどもたちの健全育成に努めるとともに、親子の居場所づくりを推進します。						
課題・方針	親子が楽しく参加し、スムーズに仲間づくりができるように内容の充実を図っていきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
参加延べ人数※	人	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度	R11年度
		780	778	778	1,200	1,200	1,200

※未就園児親子教室

【事業 No.5-11】 地域子育て支援センターにおける親子の居場所づくり

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課		
業務等	<p>あそびの広場を開催し、おもちゃを出して自由に遊べる空間で、乳児を含む親子が安心して楽しめる居場所をつくっています。同年齢のこどもを持つ保護者が情報を交換し、友達や仲間をつくり、交流を図れるようにします。</p> <p>子育て支援センターでは、あそびの広場における読み聞かせ、成長記録として就学前のこどもを対象に身長・体重の計測、手形足形取り、誕生者の写真撮影を行う「チャピー」「ベビーチャピー」、子育て支援に関する講習会や親子で楽しめる講座等の開催を通じて、機能や内容の充実を図ります。</p>						
課題・方針	活動内容によっては、母子保健推進員や高校生等のボランティアの協力で成り立っているものもあり、連携を取りながら事業を進めていきます。						
項目	単位	実績		見込	見込（または目標）		
利用人数	人	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
		7,854	10,650	11,830	11,012	11,773	12,586

（２）住みやすい生活環境の整備

① 良好な居住環境の確保

【事業 No.5-12】 土地区画整理事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	都市計画課		
業務等	子育て推進の良好な住宅環境モデル地区となるような公園・歩道の整備、防災対策や子育てに適した住宅建築など居住環境の確保に努めます。						
課題・方針	六美町北部土地区画整理組合により実施されている土地区画整理事業を支援し、関係機関との連携を図りながら、生活利便性が高く、様々な年代の方々が住み続けられる都市基盤を整備します。						

【事業 No.5-13】 町営住宅入居優遇措置

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	建設課		
業務等	18歳未満の児童が3人以上いる世帯の入居優遇や、未就学児のいる世帯の入居収入基準を緩和するなど、一般住宅困窮者よりも有利な条件で町営住宅に入居できる措置を実施します。						
課題・方針	町営住宅は築年数が全棟平均で50年と老朽化が進行しているため、良好な居住環境を確保するための方策を検討していく必要があります。						

【事業 No.5-14】 公園維持管理事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	都市計画課
業務等	老朽化した施設や遊具などを計画的に点検・整備・改修し、利用者が使いやすく安全な公園の維持管理を図ります。 また、こども・子育て支援環境の充実のため、遊具等の整備を実施します。				
課題・方針	令和2年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設を計画的・継続的に更新・改修します。				

【事業 No.5-15】 公園整備事業

評価	－	事業方向	新規	担当	都市計画課
業務等	六美町北部土地区画整理事業区域内においては、公園・緑地等（こども・子育て支援機能強化に係る施設）が未整備であることから、今後公園・緑地等の整備を実施します。				
課題・方針	公園・緑地等の整備にあたっては、賑わいの場の創出、防災機能や遊具等の充実等、多目的多世代の利活用が図られるよう配慮します。				

③道路・交通環境の整備

【事業 No.5-16】 交通安全施設整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	カーブミラーや区画線の整備・修繕を行い、交通事故防止を図ります。				
課題・方針	こどもの安全確保を最優先に、引き続きカーブミラーや区画線の整備・修繕を行っていきます。				

【事業 No.5-17】 歩道整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	建設課
業務等	通学路などの道路の歩道の整備や、必要に応じて歩道橋の改修や建替えを県に要望していくことで、こどもの通学時の安全性を確保するとともに、親子が安心して出かけられる交通環境の整備を推進します。				
課題・方針	厳しい財政状況を踏まえ、補助事業等を活用し、歩道の新規設置や改良工事を実施することにより、こどもからお年寄りまで全ての歩行者の安全性向上を推進します。				

【事業 No.5-18】 駅前広場整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	都市計画課
業務等	駅前広場のロータリー化や停車帯の設置、バリアフリー歩道の新設等により、親子のみならず、住民が安心して通行できるよう整備を継続します。				
課題・方針	今後も、用地買収及び整備工事を推進し、事業の早期完了を目指します。				

【事業 No.5-19】公共交通ネットワークの整備

評価	－	事業方向	新規	担当	都市計画課
業務等	<p>現在、町内では、デマンドタクシー「みぶまる」とコミュニティバス「みぶ～ぶ」を運行しています。</p> <p>今後も子育て世代にご利用いただける利便性の高い公共交通ネットワークを整備していきます。</p>				

③小児医療体制の整備

【事業 No.5-20】在宅当番医師委託事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	町内の医師会に一次救急医療を委託し、医療体制の整備を図ります。(日曜・祝日)				
課題・方針	町内医師会と協力し在宅当番医制の確保に努めるとともに、今後の初期救急の在り方についても、地区医師会と連携を図っていきます。				

【事業 No.5-21】小児二次救急医療支援事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	健康福祉課
業務等	<p>管内においての小児一次救急二次救急医療を支援します。</p> <p>a) 初期小児救急医療(休日・夜間): 栃木地区急患センター</p> <p>b) 二次救急医療体制(入院を要する小児科診療を行う救急病院): 獨協医科大学病院</p>				
課題・方針	小児の突如の事故や急病の際に、安心して医療が受けられる体制の確保と、適切な受診行動の啓発に努めます。				

(3) 交通安全や防犯対策の推進

①交通安全対策の推進

【事業 No.5-22】交通安全教室の開催

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	<p>保育所や幼稚園、小学校において、町交通教育指導員が窓口になり、交通安全協会のマロニエ号(交通安全教育車)を活用した交通安全指導や模擬交差点体験など楽しみながら身に付く交通安全教室を開催しています。</p>				
課題・方針	町交通教育指導員による交通安全教室を開催して、こどもたちの交通安全意識高揚に努めていきます。				

【事業 No.5-23】交通指導員の配置事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	朝の登校時のこどもの安全を確保するため、交通指導員を町内8小学校区の通学路に一定数配置し、立哨指導を行います。				
課題・方針	今後も交通指導員を町内8小学校区の通学路に配置し、立哨指導を行います。				

③防犯対策の推進

【事業 No.5-24】 防犯灯整備事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	明るい通学路・街並みの整備を図り、通学路以外の場所についても、人目が届くように明るい地域づくりに貢献できるよう努めます。				
課題・方針	危険個所の暗がりをなくすことに努め、各自治会からの要望に応じて適切な防犯灯の設置を行っていきます。				

【事業 No.5-25】 防犯教室の開催

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	こども未来課、学校教育課
業務等	保育所や学校において、警察官を講師として防犯教室を行っています。 今後も、凶悪化する犯罪に対応するため、こどもたちはもとより保育士に対しても緊急時の対応等について、実践を交えた教室を開催し、安全で安心できる環境づくりに努めます。				
課題・方針	警察の方だけでなく、スクールガードリーダーの方などの協力も頂きながら、事業を継続していきます。				

【事業 No.5-26】 防犯運動事業

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	町内の防犯組合への助成により、組合の防犯活動を支援し、地域の安全確保に努めていきます。				
課題・方針	安全で安心なまちづくりを推進するため、町内の防犯組合への助成を継続していきます。				

【事業 No.5-27】 地域・学校・警察等との連携

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生活環境課
業務等	町・警察・学校・防犯組合等の横の連携を強化し、地域全体から犯罪を無くし、万一、事件が起きた場合にも速やかに対応できるようにします。また、地域・学校・警察等がより一層緊密な連絡を取り合い、地域全体でこどもの防犯対策に取り組みます。				
課題・方針	地域・学校・警察等が連携を強化し、地域全体でこどもの防犯対策に引き続き取り組みます。				

【事業 No.5-28】 安心して登下校できる住民運動の推進

評価	ほぼ計画通り	事業方向	現状継続	担当	生涯学習課
業務等	登下校時の安全ボランティア（スクールガード）を募集するなど、地域住民に登下校時の見守りを呼びかけ、地域全体でこどもを交通事故や犯罪から守ります。				

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。

また、本計画の具現化のためには、家庭・行政・地域・学校・企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。

家庭

家庭、地域、施設等こどもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中でこどもを育成していきます。

企業

働く人の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行います。

地域

日頃から各種地域団体間の連携を強め、世代間交流を図るとともに、こどもの健全育成に関する活動を積極的に推進します。

保育所・幼稚園・認定こども園・学校

専門的知識や技術・施設を活用して、こどもたちの生きる力と豊かな心を育む教育・保育の充実に努めます。

行政

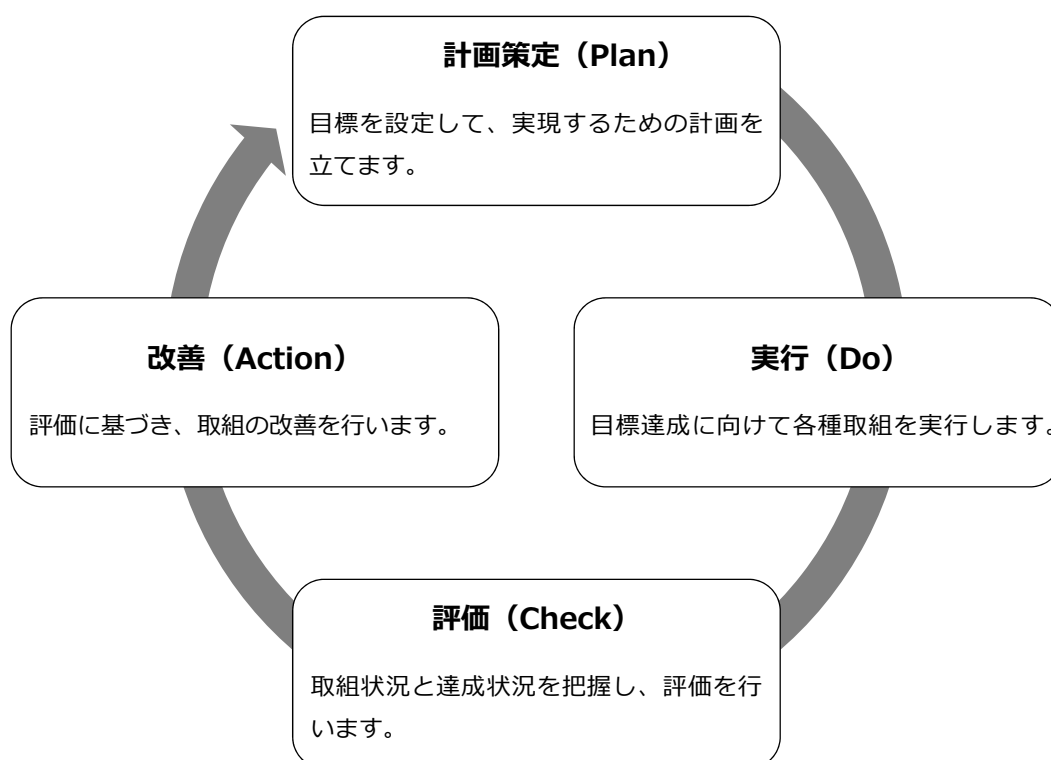
こどもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携し推進します。

2 点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

<PDCA サイクル>



資料編

1 壬生町子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第32号

改正 令和3年9月3日条例第19号

令和5年12月4日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、壬生町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(4) 公募による者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和3年条例第19号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 壬生町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属・役職名等	備考
1	小西美樹	獨協医科大学看護学部小児看護学教授	学識経験者
2	小野塚聡	壬生町幼稚園連合会会長（おもちゃのまち幼稚園長）	〃
3	糸川晶子	壬生町民間保育園連合会会長（森の子保育園長）	事業の従事者
4	清水美佳	壬生町立保育園代表（とおりまち保育園長）	〃（行政）
5	糸川春樹	壬生町保育園保護者代表（とおりまち保育園保護者）	保護者
6	鈴木一弥	壬生町幼稚園保護者会連合会会長（おもちゃのまち幼稚園父母会長）	〃
7	尾崎佳美	壬生町子ども会育成会連絡協議会代表	〃
8	岡本恵	壬生町民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）	〃
9	齋藤敦子	家庭教育オピニオンリーダー	〃
10	渋江祥子	公募委員	公募
11	鈴木大介	公募委員	〃
12	大塚美幸	栃木県県南健康福祉センター健康支援課長	行政機関
13	増山真起子	壬生町小中学校長会代表（羽生田小学校長）	〃
14	伊澤隆	壬生町教育次長	〃
15	大垣勲	壬生町住民福祉部長	〃

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

事務局

	糸川孝士	こども未来課長
	大塚朋子	こども未来課子育て支援係長
	今野大地	こども未来課保育係長
	布施香代子	こども未来課母子保健係長
	寺内智子	児童館長
	水引千代子	子育て支援センターひよこ所長
	池田弥栄子	子育て支援センターつばめ所長

3 壬生町こども計画策定の経緯

日 程	内 容
令和6年2月19日	令和5年度第1回壬生町子ども・子育て会議 (議事) ・子育て支援事業に関するアンケート調査について (報告事項) ・令和6年度町内特定教育・保育施設等の利用定員の設定について ・こども家庭センターの設置について
令和6年3月5日 ～令和6年4月18日	・「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査 (調査対象者及び回収数) 就学前児童保護者 529人
令和6年6月1日 ～令和6年6月30日	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (調査対象者及び回収数) 町内の小学5年生及び中学2年生 172人 町内の小学5年生及び中学2年生の保護者 136人 ・こども計画(こども・若者計画)アンケート調査 (調査対象者及び回収数) 15歳～39歳の若者 98人
令和6年7月10日	・町長とホッと子育てトーク (テーマ) 子育てしやすい環境について (対象者及び参加者数) 町内在住の0歳から小学生までを対象として子育てをする保護者 19名
令和6年7月30日	令和6年度第1回壬生町子ども・子育て会議 (議事) ・会長及び副会長の選出について ・子育て支援事業に関するアンケート調査結果について (報告事項) ・第2期壬生町子ども・子育て支援事業計画の評価について
令和6年9月26日	令和6年度第2回壬生町子ども・子育て会議 (議事) ・壬生町こども計画・第3期壬生町子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
令和6年10月31日	令和6年度第3回壬生町子ども・子育て会議 (議事) ・壬生町こども計画(素案)について
令和6年12月25日 ～令和7年1月24日	意見公募手続(パブリックコメント)の実施 提出された意見なし
令和7年2月17日	令和6年度第4回壬生町子ども・子育て会議 (議事) ・壬生町こども計画パブリックコメントの結果について ・壬生町こども計画の素案について (報告事項) ・令和7年度町内特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

「壬生町こども計画」

令和7年3月発行

編集・発行 壬生町住民福祉部こども未来課

■壬生町

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841 番地 1

TEL 0282-81-1887

FAX 0282-81-1121

みず
び玉生町

